

平成29年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成29年3月6日(月)

午前10時10分開議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

- 1番 上坂久則君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 川崎直文君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 齋藤則男君

4 欠席議員(1名)

- 2番 滝波登喜男君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充	君
副町	長	平野信二	君
教育	長	宮崎義幸	君
消防	長	竹内貞美	君
総務課	長	山下誠	君
財政課	長	山口真	君
総合政策課	長	太喜雅美	君
会計課	長	酒井宏明	君
税務課	長	歸山英孝	君
住民生活課	長	野崎俊也	君
福祉保健課	長	木村勇樹	君
子育て支援課	長	吉川貞夫	君
農林課	長	小林良一	君
商工観光課	長	川上昇司	君
建設課	長	平林竜一	君
上下水道課	長	清水昭博	君
永平寺支所	長	山田幸稔	君
上志比支所	長	酒井健司	君
学校教育課	長	坂下和夫	君
生涯学習課	長	山田孝明	君
国体推進課	長	家根孝二	君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐々木利夫	君
--------	-------	---

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時10分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） おはようございます。

議員各位におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 16番、長岡千恵子です。改めまして、おはようございます。

ついこの間新年を迎えたと思えば、月日のたつのは早いもので、1年の6分の1が過ぎ去ってしまいました。間もなく希望に満ちた季節となっていくと思います。この時期は、夢に向かって羽ばたく若者たちがまぶしく光って見える時期で、私はそういう若い人たちを見るととてもうれしい気持ちになります。それぞれの夢が実現してくれることをと毎年毎年願っております。

また、昨日、越前町におかれましては、町長並びに町議会議員の選挙がありました。けさの新聞を見ますと、今まで越前町にも女性議員がいなかったんですけども、今回お一人女性議員が当選されて、私としましては、仲間と言うとまだ新聞でお名前ぐらいしか知らなくてお目にかかったこともないんですけども、仲間がふえたような気持ち、全ての市町村に若い方、そして女性議員が選ばれて出てこられるといいなというふう感じて、きょう朝出てまいりました。

トップバッターということで一生懸命務めさせていただきたいと思っております。

ども、何分、質問する前にお断りをしないといけないことがあります。といいますのは、今回、私、2つの質問を通告させていただきました。1つ目はまちづくり会社の業務はですが、まちづくり会社につきまして、1月の全員協議会で理事者のほうから説明がありました。2月の全員協議会でも同じようにまちづくり会社についての説明がありました。ですけれども、ちょっと時間的な誤差がございまして、2回目の全員協議会が始まる前に私は一般質問の通告書を提出してしまいました。そのことによりまして、1月で説明されたことが2月に多少変更になっていることがあることに気づいてなかったという点があります。その点につきましては、出してしまった後なのでもう質問書を訂正することなく進めさせていただこうと思うんですけれども、訂正されてることや間違ってることがありますたら、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただきまして、正確なことを町民の皆さんに伝えていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1つ目の質問でありますまちづくり会社の業務はから始めさせていただきます。

まちづくり会社の設立につきましては、平成27年9月の本会議で一般質問をして、私としましては要望がかなった思いをしております。議会に対しての説明はありましたが、まちづくり会社について町民の皆様にも知っていただきたいと考え、今回、質問をさせていただきます。

説明では、永平寺町まちづくり会社の設立時の概要、まずこれ1月の部分ですので、案はということになっております。1、資本金額500万円程度。当面、町の指定管理業務の運転資金確保という括弧書きがありました。2つ目、株主、町及び諸団体を予定。1月には個人は除くというふうになっておりました。3つ目、役員、参加団体から選出というふうになっております。この役員につきましては無報酬というふうになっておりました。4つ目、従業員について、当面1名。括弧書きで、必要に応じパート、アルバイトで対応。諸団体との連携事業で当該団体により増資、規模拡大というふうになっておりました。4月から設立準備に入り、5月末までに設立という計画でした。

まず、資本金について、当初の資本金額500万円は町が出資するのでしょうか。諸団体からの出資について申し出はあるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

資本金でございますが、町は350万程度を出資を予定しております。残りは諸団体及び個人を予定しております。また、現在、まちづくり会社設立準備会で協議しておりますが、正式にはまだ公募しておりませんので、申し出はまだいただいておりません。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 当面、町のほうは350万円ということで、多分、残り150万円程度は諸団体。公募をすれば集まってくるのではないかなというふうには思われますけれども、株主に予定している諸団体とは、プラットフォーム活動での広域連携交流会7団体と合流予定メンバー1団体、4企業、2大学のことを指しているのでしょうか。既に株主として出資を決定しているのは、公募はまだということですが、そのメンバーの中からのそういう出資したいという意向はあったのでしょうか。あれば、その出資金額も教えていただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 出資は、広域連携交流会及び金融会社を考えております。強制はしておりません。先ほどお答えさせていただきましたが、正式な出資の申し出はまだございません。

出資金は1株5万円で、町の残り150万円程度を予定してございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

万が一、そういうことはないと思うんですけれども、150万円の出資金額に満たなかった場合も考えられると思います。その場合には、まちづくり会社設立後に町は増資する予定はありますか。あるとすれば、やはりその届かない部分でしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 届かない場合は、そのままその出資された金額で会社を設立させていただきます。

今後増資することはあるかというお話でございますが、今後、事業展開によりまして、事業内容によります他団体、民間、個人からの増資を考えております。

金額につきましては事業内容によって変わりますので、その事業を今後検討していきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、このまちづくり会社は法人ですので、増資するときにはそれなりのリターン、またリスクというものがあると思います。そういったのはやっぱりしっかりと判断して増資していかなければいけないのと。

もう一つ、これは皆さんが出資していただけるような形をとっていきますが、やはり皆さんもそうだと思いますが、株式会社とかに投資するときには、この会社の先見性とか事業とか、そういったのを見て投資されると思います。今回、やはり投資していただくために、今、まちづくり会社の意義、例えば廃線跡の実証実験が行われるわけなんです、そのときに、いかにこの町にお金を落とすか、また町の発展につなげるか、これが地方創生の一番の大切なところで、ただ「実証実験が来たからよかったね」「実用化に向けて頑張ろう」ではなしに、どういうふうな形で企業誘致なり地域の皆さんにお金を落とすことができるかというのが課題になってくると思います。これからそれに向かって進むわけなんです、なかなか行政ではできない、そういった部分をこのまちづくり会社でやっていければいいなと思います。

やっぱり廃線跡、夢が広がるそういった事業でもありますので、投資を募って、またその投資をされた方々が、こういったことをしたら発展につながるんじゃないか、利益を生むのではないかという、そういった提案も銀行さんだけではなしに、町のいろいろな企業さんが入っていただくことによって、行政では判断できないこともできてくるかなと思っておりますので、そういった形でどんどん夢のある提案をしていきたいと思っております。もちろん現実性のあるということでございます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 町長はこのまちづくり会社というものに対してすごく大きな期待と夢を描いてらっしゃるというふうには、お言葉から感じ取ったわけなんですけれども、ここで永平寺町まちづくり会社の事業内容についてちょっとお聞きしていこうかなというふうに思っております。といいますのは、今の実証実験につきましては、ちょっとどんなふうになるのかまだ具体的に私もわかってませんので、とりあえず全協の1月のこの資料からピックアップしたものからお伺いしていきたいと思っております。

1つ目に、諸団体との協議、連携による町の活性化（伝承料理のブランド強化、土産品開発、マッチング等）。2番目、プラットフォーム活動拠点施設、禅の里笑来（みらい）民宿事業、ゲストハウス等、講座カルチャーセミナーハウス、上記に関連するるるぶ（見る、食べる、遊ぶ）の連携構築と商品開発。上記に付随する永平寺町の魅力PR、町外発信。それから3番目に、町からの指定管理業務、既存業務のアウトソーシングとしまして、例として体育施設等の運営、維持、メンテナンス等というのが上がっておりました。

1番については、JAさんとか漁協、それから商工会、観光物産協会、ブランド戦略推進委員会などの協力体制を強化することによって商品開発などはできるというふうに思います。町の活性化となりますが、まちづくり会社はどうやってそこから利益を確保するのかなというふうに、まず1点目に思いました。

3については、体育施設等の維持管理や委託をされれば、委託料という形でまちづくり会社にはある程度利益というのが確保されてくるのではないかと思います。まちづくり会社が存続していくには、それなりの利益を確保する必要があります。まちづくり会社にとってのドル箱となる事業は一体何をお考えになっているのでしょうか。

2番目のプラットフォーム活動拠点事業について、具体的にお聞きしたいこともございます。5月末にはまちづくり会社が事業を開始することと思われま。町民の皆さんにもぜひお知らせすべきことがあるかと考えて、あえて質問させていただきます。当面セミナーハウスとして事業を開始するとしていますが、セミナーハウスの利用時間、それから利用料金についてお伺いしていきます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

会社の事業展開によって利益の確保はどうするのかということでございますが、まだ今まちづくり準備会で話ししておりますが、単体ではできない事業を連携、協力することによって事業化を図り、その事業をまちづくり会社が事業展開して利益を確保していきたいと思っております。

また、ドル箱になるような事業は何かとお尋ねでございますが、現在組織しています準備会を会社設立後まちづくり会——これは仮称ですが——という形で残して、今後のまちづくり会社の展開する事業を調査、協議してまいりたいと思っております。ドル箱となるような事業として考えられますのは、先ほど町長がちょっとお話しさせていただきましたが、国の最先端事業でもある自動走行の実証

実験が参ろ一どで行われますので、この事業を何とか永平寺町に活用できないかということは今後この会で一緒に考えていきたいと思っております。

それと、セミナーハウスとしての利用時間と料金でございますが、セミナーハウスは、前後に宿泊が入っていない場合がございますが、9時から夜の9時（21時）まででございます。利用料金は、通常で1時間1棟で4,200円、営業目的で借りられる場合、これに関しては9時から16時まで1時間7,100円、16時から21時まで1時間1万円でございます。いずれも消費税込みとなっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） もう一つ、ドル箱かどうかわかりませんが、このまちづくり会社の位置づけという中で、これから、例えば国、県の補助金をもらって事業を進める、公共施設を建てるとかいうのも大切なんですけど、新しく町としても民間の資金を活用したクラウドファンディングであったりPPP、またPFI、こういった資金を使って財政面、また維持管理面で新しくやっていく。現に合併していなかったまちはそういったのを取り入れてどんどんやってますし、研究も進みまして、一時はPFI、25億とか30億の事業でないと効果が出ないだろうと言われてましたが、今はPPP、PFI、その民間の資金を使って3億円程度の事業も効率よく回せるという事例も成功例も出てきてますので、その辺について民間のそういった、受け皿と言ったらちょっとまた言葉に語弊があるかもしれませんが、そういった企業があるということは一つの選択肢にもなってくるかなというふうに思っておりますので、またこれからの流れの中ではそういった点でも必要な会社、もちろん町の下請けではなしに、そこで収益を上げていただいてもうけていただく、そういった流れにもなってくるかなと思っておりますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

今ほどセミナーハウスについての利用料金、それから利用時間についてお伺いいたしました。

それでは、民宿事業、要するにゲストハウスというのは、民宿とかあるいはペンションなのか、それともコテージ、要するに貸し別荘をイメージしたほうがよいのかというと、ちょっと私の判断ができなかったんですけども、民宿とコテ

ージでは管理も違ってまいりますし、1棟貸し、2名から15名以下という点から考えると、コテージをイメージしたほうがいいのかなというふうには思ったんですけれども、今現在はどういうふうにお考えになって、どういうふうな形態というふうにお考えになってらっしゃるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えします。

この禅の里笑来は1棟貸しでございますので、コテージをイメージしていただければよいかなと思います。チェックイン時に鍵をお渡しし、チェックアウト時に鍵を返していただく、そういう体制をとりたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

それでは今、チェックイン時に鍵を渡して、チェックアウト時に鍵を返していただくということだったんですけれども、その場合のチェックイン、チェックアウトの時間、それから利用料金についてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） チェックインは16時、チェックアウトは翌日の10時を考えております。

料金につきましては設置の条例で定めておりますが、1棟全部屋、全施設の利用料金は、通常期で3万円から8万1,000円でございます。また、人数により料金が変わります。また繁忙期、休前日は割り増し料金になると予定をしております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

実はここに2月23日の全協のときの資料を持ってまいりました。そこに細かく具体的に金額は載っておりましたので、今総合政策課長がおっしゃったように、通常期で3万円から8万1,000円の1棟貸しの料金というふうになっておりました。

この中で、例えば2人から15人の範囲で借りることができると、宿泊することができるということだと、2人で3万円。決してお安いお値段ではないと思います。ならば、15人ならば幾らかというと8万1,000円。これ1人当たり直しますと5,400円という計算になりました。細かく計算していきますと、特に不思議だなと思ったのは、まず4人利用までは3万円そのまま同じ金

額なんですよね。ということは、4人利用ですと1人当たり7,500円になります。それが5人利用になりますと3,000円アップします。1人当たり7,500円のもの6,600円に下がるというふうになります。8人になりますと1人当たりの金額は5,400円というふうになって、8人から15人までは1人当たり金額は5,400円という計算式がありました。だから1人ふえてからの差額金額というのは同じではなかったです。というのは、4人から5人になったときは3,000円、5人から6人になったときも3,000円、6人から7人になったときには6人のときよりも3,200円上がってるというふうな計算になってました。8人で申し込みすると7人で申し込みしたときの4,000円アップなんですけれども、9人で申し込みすると8人で申し込みしたときよりも5,400円上がることになってました。要は、8人のところから1人当たり5,400円になるからそういう計算になるということなんですけれども。一応それは理解できたんですけれども、果たして、これを見てきますと少人数での利用というのは、1人当たり単価に直すと非常に高いものになってちょっと利用しにくいんじゃないかなと。やっぱり10人、十二、三人いれば1人当たり、8人いれば5,400円になるわけですから、5,400円が高いかといったらそうではないんじゃないかなというふうには思いましたけれども。

当節、多分どこでもそうなんですけれども、例えば北陸新幹線が開業すれば、金沢のホテル代ってめちゃくちゃ値上がりしてました。これはバブル料金というふうに私たちは思ってるんですけれども、一過性のものです。集中して誘客ができなくなるとホテル料金はまた下がるというふうな結果にもなってます。それはそれでしょうがないんですけれども、そうなってくると町の人はどこなところを選ぶかという、公共でやっている事業者、公共の施設はそんなにそういうバブル料金というのがないから一定したある程度の料金で泊まれるというふうになります。極端なことを言いますと、東京なんかですとルームチャージ、ツインの部屋で3万円、5万円というお部屋はたくさんあります。ですけれども、東京にも公共がやってる宿泊施設というのがあります。そこですと、やはりツインでも1万二、三千円で泊まれるというふうな感じになってますので、それを選ばれるのは利用される方ご自身ですので、それについてとやかく言うことはないんですけれども。

考えるに、このチェックインの時間が4時でチェックアウトが10時といいますが、先ほどセミナーハウスで前後の予約が入ってないときは9時から9時まで

ですよというお話がありました。例えば朝9時から4時までセミナーハウスの利用があって、その日に、同日に宿泊の予約もしたいという顧客が出てきた場合なんですけれども、当然セミナーハウス、3時まででいいです。1時間幾らですかから3時まででいいですよといったときには、チェックインとの間に1時間の時間の差があります。そういった場合は別段問題にならないと思うんですけれども、4時まで使いますと、チェックインの時間は4時からですよというご案内をした場合に、そのセミナーハウスとして使った後、掃除もしないでゲストハウスとして使ってしまうのかなと。そこら辺、一体どういうふうにすみ分けをなさっていくのかなというのをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

先ほどセミナー料金のところでもご説明しましたが、前後に宿泊が入っていない場合のみセミナーハウスをご利用いただきたいと思います。どうしても清掃とか準備、そういうものがありますので、10時までお客様がいられて、それから掃除、次の宿泊の用意がございますので、前後に宿泊者がおられますとセミナーハウスはちょっと使いづらいという判断をしております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今のご答弁ですと、私の聞き違いだったら訂正してください。ゲストハウスのほうが優先するように聞こえたんですけれども、そうではないんですか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） これはあくまで簡易宿泊所として許可をいただいておりますので、あくまでメインはゲストハウスということをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） そうなった場合、セミナーハウスの申込受付時期と、それからゲストハウスとしての申込予約の受付時期というのは同じ時期から開始されるんですか。それとも、そこに誤差は出てくるんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

宿泊を優先して予約の受け付けを先にやらさせていただきます。その後、期間を限定してセミナー部分の予約を受け付けたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 安心しました。といいますのは、この先ほどの料金表を計算しますと、例えば午前9時から4時までセミナーハウスとして利用した場合、1時間当たり4,200円で7時間2万9,400円、それから午後4時から午後9時まで5時間2万1,000円ですか、になります。そうなってくると、お2人でも3万円宿泊料金をいただけたら宿泊を優先したほうが絶対に、これ例えば朝9時から夜9時まで使っていただければ、確かに合計して5万円ぐらいになりますので、そっちのほうが収益性はあるんですけども、そんな朝9時から晩9時までというのはなかなかないと思いますので、それ考えますと、やはり宿泊を優先して、宿泊を先に受け付けを開始して、期間を置いてセミナーハウスの受け付けをするというのは収益確保の上からは妥当ではないかなというふうに感じております。

続いて、るるぶの関連事業についてお伺いしていきたいと思います。

るるぶというのは、見る、食べる、遊ぶの関連構築と商品開発ということなんですけれども、商品開発には専門知識が必要というふうに思います。その点につきましてはどういうふうにお考えになっていらっしゃる、どういうふうに対応される予定でしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 笑来の管理運営はまちづくり会社に指定管理をお願いしますが、現在、まちづくり会社設立のためにお願いしている非常勤職員が各種団体や事業所との連携の依頼、調査、研究、またいろんなところからアドバイスも受け専門的な知識を習得をしております。また、今後、関係団体とか関係する機関等にいろいろアドバイスを今後もいただいて知識を深めていきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 実は、土曜日の新聞、福井新聞に載ってたんですけども、勝山市がまちづくり会社で支配人にJTBのOBさんを採用したという新聞記事が載っておりました。興味があったものですから、一体どういう経歴の方なのかなと思ってちょっと、よそのことを調べる必要もなかったんですけども、調べさせていただいたら、どうもこの方、海外畑の方みたいで、国際旅行事業部営業課長を経て、JTBグループ、JTBビジネスネットワークの海外旅行サポート事業部副所長。何するところかという、東京ビザセンターという、要するに海外旅行をするときにビザの必要な国があります。そのビザの代行手続をして

いるところの所長さんだったみたいなんです。

ふーんと思って見てたわけなんですけれども、通常、一般の方よりは多分知識はあると思います。あると思いますけれども、私も過去に旅行会社にいた経験から申し上げますと、海外畑を歩んでこられた方は国内旅行にはやっぱり疎いですし、国内をずっと歩いてきた方には海外のことというのが疎い。これが通常なんです。特にこういう本社機能のところまで働いてらっしゃる方、別にこの方のことをどうのこうの言うつもりは全くないんですけれども、それはそれでいいと思ってるんですけれども、一般的な、一般論だと思って聞いていただければいいんですけれども、本社機能で働いてる方というのはなかなか顧客のニーズというのをつかめてない、動向もわからないというのが出てきてます。むしろ、各支店にいて実践に営業をやってらっしゃった方、自分で旅行の企画をつくり商品をつくっていた方、そういった方のほうが適しているのではないかなというふうに思いました。それはそれとして、この方はこの方なりのノウハウがあると思いますので、隣の市町のことですから、ぜひ伺いして、参考になることがあればどんどんそういうふうな交流も深めていっていただけたらなというふうに思いました。

一応、総合政策課のほうでもその企画開発については、担当の職員の方にはいろいろな研修に行っていたり、またニーズを拾っていただいたり、いろいろなことで情報収集をしていただいていると思います。ですけど、ここにきて私が思いますのは、通常、宿泊施設が新築や改築、増築をした場合、営業を開始する数カ月前からコマーシャルを開始します。例えば芦原温泉のAという旅館が改築しました、新館を建てましたというのであれば、その新館の開業当初からの稼働率を上げるためには、やはり数カ月前からテレビコマーシャルを流したり、あるいは新聞広告を打ったり、目での広告、目で見せる広告、耳で聞かせる広告、それからいろんな口コミ等の情報と、そういったコマーシャル活動がなされて、やっとその稼働率を50%、60%に上げていくのが現状だというふうに思っております。

この施設についてのCMはどのようにして、いつから活動をされる予定でしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） この笑来の今後のPRにつきましては、旅行会社、観光協会、交通会社、大学等へのPRやホームページ、SNS等でPRを考えていきたいと思いますが、まだ今は外構工事をやっている段階ですが、もう既に一

部の旅行会社や観光協会、交通会社、大学等には宣伝に行っております。ただ、料金がなかなか決まりませんでしたので、本格的に動き出しますのは、町の観光物産協会と連携しながら、パンフレットを今つくっておりますが、でき次第、本格的にPRを開始したいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） もう一つつけ足しますが、今、廃線跡で日本中からいろんな研究者の人が見にこられたときもここを案内しまして、もし長期滞在の場合はずいぶんご利用くださいとか、そういったお話もさせていただいております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今、旅行会社等にご案内に行ってもらってらっしゃるということですけど、それはコンピュータ管理をしてもらって、コンピュータで管理をして、ネットで販売できるようなシステムをつくられるのですか、それとも電話予約という形にするのでしょうか。

といいますのは、ネット予約にするとある程度、客室提供といいまして、先に売れた状態にしてしまわないといけないんですよね。1棟しかなくて1棟を全部渡してしまうと、例えばまちづくり会社に予約が入ったときに、自分で勝手にそれを予約オーケーですとは言えなくなってくるというシステムがあるんで、その辺はどういうふうになさるのかなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、まちづくり会社が運営するというので、決して町が運営する話ではありません。まちづくり会社はやはり収益を上げていく、これが大事ですので、ことし1年間、いろいろな研究をしてくれてますし、いろいろな旅行関係のところとかも行っていただいて、先ほどの金額についても、じゃ、このコテージでしたら何人の客、もう全国調べたんです。そしたら大体七、八人が一番多く使われる。じゃ、そこに合わせて五千何百円でいこう。ただ、1年目は割引キャンペーンといいますか、そういったのもやりながら周知をしていこうといういろいろな。もうけるというか、町ではただ運営という話になりますが、いかに収益を上げるかというところに力点を置いてまして、今ほどのそういったネットでやったり、例えばそれをやることによってどれぐらいふえるのか。ただ、その投資をすることによって、今すると投資金がふえる、逆に手間になる、人件費の増につながるのであれば、それを2年目から取り入れるのか、3年目から取り入れるのかというのをこのまちづくり会社の、会社ですから、皆さん漠然と何か

町の下請みたいない位置づけがあるかもしれませんが、やはり法人ですから意思を持って収益を上げていただくというのが一番の目的になってきます。

先ほども何か専門的な人がとか。本当にいいですよ。そういった方がいてほしいんですが、例えばそういった方を入れますとまちづくり会社のランニングコストが上がっていく。とりあえず自分たちで何が必要かというのを見つけて、ある程度収益が上がってきたら、じゃ、そういった人らのアドバイスをいただくとか、そういったのは独自性を持ってやっていただけたらなというふうに思っています。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

こういうことをいろいろ考えていきますといろんな方法が出てきますし、告知の方法もいろんな方法があると思います。若い人向けですと、やはりスマートフォンとかのそういうネットを使ったものというのが一番わかりやすいですし、周知徹底しやすい。なかなか文字を見ていただけない、チラシを見てもらえないというのが実態でしょうけど、逆にお年寄りになってきますと、スマートフォンでは半分も読まんうちに字が消えてもうたとなるんで、やっぱり動かない文字、紙媒体のものでないとなかなか周知徹底できないのかなというふうには思いました。

今町長さんがおっしゃってましたコテージ、七、八人から使ってる方が多いというふうにおっしゃってたことを考えますと、永平寺町は産学官協働プラットフォーム活動というのをやってらっしゃいますので、その中で、営業が軌道に乗るまでと言うとおかしな話かもしれませんが、例えば関係していただいている大学、県立大学と福井大学、それから東京の早稲田大学も協力いただいているというふうに聞いておりますので、こういった大学生に、例えば夏休みの時期だとか冬休みの時期だとか、前期、後期の分かれる時期だとか、春休みの時期だとかという長期休暇が多分、大学ですからあると思うんですよ。そういったところに1週間、10日、20日というパターンで当面、一、二年使っていただけるような働きかけというのもいいんじゃないかなと。何をやっていただくかによって変わるとは思いますが、例えばそれはゼミで使っていただくのか、あるいは研究室で使っていただくのか、いろいろあると思うんですよ。仲のいいお友達が10人ぐらいでここで合宿生活をしていろんな体験をしていただくというのを、それは永平寺町にとっては一番いいことなんですけれども、そういった

各大学、要するに長期の休暇のとれる各大学にそういうご案内をしてもいいのではないかなというふうに思うんですけど、そういうお考えってございますでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） もちろん今議員仰せのとおり、大学にはお声をかけさせていただきます。利用していただければ町も非常にいいことだと思っております。笑来の上にはスポーツ施設、緑の村、ふれセン、あと四季の森文化館等がありますので、大学のサークルやゼミなどの合宿やセミナーにぜひ利用していただきたいと思っております。

今、大学関係者から聞き及ぶところでは、4月に年間のゼミとかそういう合宿のスケジュールを組むということがありますので、先ほどの各大学の職員へPRに行ってみたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） そういうふうにして町側が動いてるって言うとおかしいですけど、まちづくり会社の基盤となる方が動いてらっしゃるといことは非常に頼もしい限りだなというふうに思います。

一つ、ちょっともう一つ気がかりなことがあるんですけども、ゲストハウスというのは夜間の管理はどうなるのかなと思ったときに、先ほどチェックインのときに鍵を渡して、チェックアウトのときに鍵を返していただくということであれば、夜間は恐らく管理の方は誰もいない。コテージというのはそういうものですし、自由に使っていただくというのが基本ですので、それはそれでいいと思うんですけども、それでもやっぱり昼間も夜間も管理というのはある程度必要になってくると思いますし、ゲストハウスとセミナーハウスの連携構築や商品開発など全てを考えると、先ほど町長さんも課長さんも、事業内容に応じて従業員はふやしたり資本金もふやしたりしていきたいというふうにおっしゃってましたので、当初、従業員1名というだけではかなりハードルが高くて難しいなというのが実態だったので、例えばそれをシルバーさんと協力していただくとかというふうな提案も必要なのかなというふうに思っていましたけれども、もちろんそのことについてはお考えいただいているんじゃないかと思いますが、シルバーさんと協力することはどうでしょう。いかがですか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） ゲストハウスの夜間管理とか昼間管理のことでござ

いますが、まず宿泊時の夜間は1棟貸しですので、チェックイン時に施設の利用説明とか緊急時の連絡体制をご説明し、鍵をお渡しします。夜間は基本的に職員はおりません。チェックアウト時に鍵をお返ししていただきますが、昼間時のセミナー等も原則的には利用開始時に鍵をお渡しし、終了後に鍵をお返ししていただくようなことになるかなと思います。ただし、鍵の開け閉めは、議員仰せのようにシルバーさんとかの委託も考えられます。

また、従業員1名体制ということでございますが、開業時は非常に事務も煩雑になります。非常に忙しくなることが予想されますので、臨時的な職員を1名期間限定で雇用する予定をしております。また、営業の、宿泊とかこの稼働率が上がっていけば当然職員1名では対応できませんので、さらなる職員を雇用するということになるかと思えます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 設立当初は、今おっしゃったように、人手も要ることで、すし、町もかかわってかないとなかなか運営していくことは厳しいかなというふうに思っています。ですけれども、まちづくり会社というのは独立運営していることが必須だと私は考えてますので、もうけられる企業になることが肝心。町長さんもそうおっしゃってましたし、もうけられる企業になることが肝心だと思えます。そのために堅実な基盤の確立が必要ではないかと思っています。

この基盤について、町はどの程度かかわっていかれるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今ほど事務が忙しい時期に1人職員をふやす、これは資本金の中でふやしていただく。町が忙しいから人件費ふやしますよとか、そういったことはもう一切ありません。

これから銀行さんとかに入っていただくというのは、ここの会社が次、例えば廃線跡で何か事業を進めていくというのを、もちろん銀行の融資をいただかないと回せない。その事業を進めるに当たって何人職員が必要でどうという、そういう設計を出さないと銀行も融資してくれませんので、町がもし何らかここのまちづくり会社をお願いするときには、住民サービスにつながる事業は赤字が出る。赤字と言いますとまたあれですけど、それは住民サービスという形でしていく。そういった場合には委託とかお願いというのはあるかもしれませんが、基本的には資金も投資で受けていただくのか、借り入れでやっていくのか。その借り入れするのも、ただ何でもかんでも借り入れして返せなくなったら町が責任を持たな

ければいけない。株主の割合でなるわけなんです、それをしっかりと採算性があるかというために銀行、またいろんな民間の方が入っていただいてその精度を高めていくというのが大事だと思っております。

これをすることによって、また町内の人の新たな雇用につながればという期待もありますし、もう一つ、今回のこの笑来につきましては、あそこは空き家で、庭に重要文化財の古墳があるのを前々から町に寄附というお話がありました。そういう中で寄附をいただいた。またいろいろな、議会からもそうですが、空き家の有効利用、町に空き家がふえていってますが、そこを旅館にしたらどうか、いろいろしたらどうかという提案もいただくわけなんです、現に今、町のほうにも空き家を寄附したいという声もいただいております。ただ、今全部その寄附をいただきますと、維持管理、メンテ、そういったのが大変になりますし、何であのうちは寄附受けてこのうちは寄附受けないんだという話にもなります。今回のこのイワサキ邸は、古墳があったという、その中で受けて、また国の事業で、国のお金で改修ができた。例えば次から空き家を有効利用、町に来る場合、そのまちづくり会社が、じゃ、ここの空き家はこういうふうに使ったりこういうふう運営すれば収益性が上がる。そういったのであればまちづくり会社が運営するという形で寄附を受けるということはこれからあると思っておりますが、そういったある意味公平な面、空き家の利用、そして人を回す、そういった面でもこの笑来が一つの先に走る、実験と言ったらまた怒られますが、一つの指標になっていくのかなというふうに思いますので、その辺もご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 町長が笑来に対してしっかりした経営基盤を持って、まちづくり会社がやっていくという、そういう思いを今語っていただきました。

まちづくり会社につきましては、2年前に一般質問をさせていただいたときにも言われたんですけども、「そんなの、みんなみんな成功してるわけじゃない。失敗してる場所もたくさんあるんだ」と言われました。やっぱり永平寺町、せっかくこのまちづくり会社が設立できるわけなんですから、そういう失敗したところの二の舞にならないようにというのが、やはり町民全ての方の願いだと思っておりますし、私の願いでもあります。言い出しっぺが「いや、失敗してしもうた、どうしよう」って、こんなみっともない話は全く私は嫌なんで、やっぱりやるからにはどんなことがあっても成功してもらいたいというのが思いです。

永平寺町にとりましては、いろいろな前向き条件と言うとおかしいですけども、今のセミナーハウス、それからゲストハウスもそうですし、参ろ一どの自動実証実験、それから国体も含めまして、いろいろな好条件が今そろった時期だというふうに思ってます。本当に残念ながら永平寺町で国体が行われても、これ全部団体競技なので15人で1チームは難しいなとは思うんですけども、例えば隣の勝山市ではバドミントンがありますから、バドミントン個人で参加される方もいらっしゃると思います。個人だったら1チーム五、六人。1チームっておかしいですけど、選手と、それから監督さんとコーチとで五、六人の編成で来てる場合があるかもしれない。そういった方にもやっぱり利用していただければ一番いいかなというふうに思います。

そんなふうに考えますと、まちづくり会社に必要な事業を推進してもうけてもらわなくちゃいけない、そういう企業になってもらわないといけないというふうに思ってますので、最後に町としてのご所見があればまたおっしゃっていただければと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） これ昨年、長岡議員からも一般質問いただきまして、成功事例も調べましたが、失敗事例を多く調べました。もちろん皆さんの中には、「失敗しても町がどうせケツ拭くんやろう」「幾ら突っ込むかわからんのやろう」という意見があるかもしれませんが。そういったことは一切。新しいまちづくりですし、受け皿になります。いつも議員さんの中からも、「こんなもん、ずっと投資投資になっていくんじゃないか」と言いますが、町としましても、この投資というのはリターンも求めます。それは住民サービスにつながるのか、またお金として何か返ってくるのか。議会からも3年後かというお話もいただけてますが、僕もそのとおりだと思います。

しっかりと運営して、一つはこれ、財政改革の一つにもなるという意識を常に持って、町がしなくてもよかった事業をこういったまちづくり会社が収益を上げながら積極的にやっていただくという一つの手法にもなっていくかなという期待もしてますので、それが逆に財政の足を引っ張るような、そういったことにはしないとお約束させていただきますので、これからは議会からも厳しいチェックをいただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

町民の一人としましては、財政への負担が過重にならないければ、まちづくり会社がどんどんやっていただいて、そしてまちづくり会社がもうかって人が雇えてというのが一番好循環として回るシステムだというふうに思っています。やはり地元で働けるというのは、いろいろ地元にお金も落ちますし、時間的に余裕も出てきます。というのは、通勤時間が1時間かかる人よりも10分のほうが自分の時間が多く使えるというのは当然ですけれども、そういった利点も出てきますので、そういった意味でどんどん会社が発展してくれればというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） これからのその運営というのが大きなキーワードになってくると思います。この笑来もそうです。3年目まで、1年目から黒字が出てというわけにはいかないと思いますが、しっかり計画を持ってやるのと。また、えい坊館についても実はそうなんです。今、下でいろいろな物販、またコーヒーとか販売する。これは今指示してますのが、3年目までに笑来の人件費を賄えるもうけを出してほしいというその目標を設定して、そういった収益でその建物を回していく。

ただ、えい坊館の場合は、住民の皆さんも、準公民館みたいな役割もありますのでランニングコストをいかに下げていく運営をしていくかというのがこれから大事になってくると思いますので、あわせて今、門前の観光案内所も、建てるのはやっぱり国、県、いろいろなところからの支援、地方創生もありますので、ハードの整備というのは割かし町の負担はなくてもいけるわけなんですけど、その後の運営をどうするかというところで、門前の案内所につきましてもコストがかからない、ランニングコストがかからないようなやり方で運営をするようにという指示、また関係者の皆さんともお話をしていますので、これからの運営はそういった形。

先ほど、このまちづくり会社に求めているPPP、PFIもまさしくそういった、今度は公共施設のもっと大きなそういった事業になりますので、そういったこともあわせてここでの受け皿になっていただくように頑張っていきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

じゃ、1つ目のまちづくり会社の業務はという質問はこの辺で終わらせていただきまして、2つ目の各種団体の事務局を団体主導でについて質問させていただ

きたいと思います。

町内には、各種団体で、その事務局を行政職員が担当している団体と、団体を構成している人が事務局を担当している団体があります。事務局が行政職員か否かの団体の違いは何でしょうか。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） お答えします。

町が補助金を支出している団体には、その規約や会則において、事務局は永平寺町〇〇課に置くというふうに規定されているものもございます。これらは、行政目的の推進や実現に向けて行政主導で団体がつくられた経緯からであろうというふうに思っています。このような団体の場合は、事務局も含めた自主運営というのはなかなか難しい場合があるかと思っています。

これに対しまして、目的に賛同して自主的に集まった形の団体につきましては、原則、自主運営が望ましいというふうに考えており、第3次行財政改革大綱実施計画では、各種団体補助の見直しの中で、運営補助から事業補助を主とし自主運営を指導するという具体的内容を掲げ、到達目標に自主運営団体の割合を70%と設定をしております。平成28年度時点における自主運営団体数は、65団体のうち36団体で55%ですが、目標年度の平成32年度までに自主運営団体数を45団体、率にして70%とすることを到達目標としております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 確かに今課長の答弁にありましたように、事務局を行政職員が担わなければならないという団体もあると思います。おっしゃったように、平成32年には45団体を自主運営にするというふうにおっしゃったので、徐々にその団体の構成の中から事務局が出てくるということも考えられるというふうに思いました。

昨年の12月の定例議会の一般質問で、町長の答弁の中に元気な高齢者の活用というのがありました。団体の事務局というのをそういう元気な高齢者、まだまだ能力的にも体力的にも頑張れる方々というのがたくさんいらっしゃると思います。中にはそうでない団体も皆無ではないと思います。どうしてもそういう該当者がいないという団体もあるかとは思いますが、またそういう事務局をやってくださいというふうにその団体にお願いすると団体の会員さんが減少してしまうということも出てくる可能性はあると思います。「役をしなくちゃいけないんやっ

たら、私、やめさせてもらいますわ」って言う団体、そういう個人の方も出てくるのではないかというふうに思います。

そこで、ちょっと思ったのですけれども、先ほどのまちづくり会社というのがありますけれども、今すぐにそこにどうのこうのというわけではないんですけれども、今やろうとしている事業が軌道に乗ってきたときには、そのまちづくり会社に事務局を移管して委託してもいいのではないかというふうに思います。委託ということですから、各団体から事務手数料、委託料という形でまちづくり会社にお金を払って事務委託をするというふうなことも考えられるのではないかと思います。もちろん団体の活性化のためには、おのおのの団体が自分で自分たちの活動を決め、自分たちが活動していく。これが一番の活性化だとは思いますが、ある意味、そういうまちづくり会社や、あるいはシルバー人材センターみたいところに委託するというのも必要ではないかというふうに考えます。

というのは、やはり以前からおっしゃってますように、庁舎内の合理化ということで職員の数がそんなにふやせないということもありますし、昨年も問題になってましたけれども、職員の残業という問題も確かにあると思います。そこら辺の荷を軽くするためにも、やはりその事務局というのは、一応前向きに町の職員が事務局を担う団体を減らすというふうにはなさってらっしゃいますけれども、そういうふうにも考えてもいいのではないかなと思いますので、その点についてお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） その辺につきましては、今、町も進めさせていただいております。例えば公民館、公民館主事を2名、来年また3名お願いして、そういった自主運営をしていくのと、また健康長寿クラブにつきましては今年度、来年度もそうなんです、シルバーさんからそういった事務は各支所に来ていただいて運営をさせていただいております。

おっしゃるとおり、その事務の取り扱いを委託していくというのも一つのあれだと思いますし、またボランティアでやっていただいている団体もあります。また、職員がかかわっている団体もありますので、そういった事務についてはなるべく効率よくなるような取り組みを、今現在、まず大きな団体からという形になってると思いますが、一つ一つそういったマインドを持って進めさせていただいておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

私がずっとすごく不思議に思ってた、各種団体の事務局が職員が担ってるというところで、本当に長い間不思議に思ってたことなのでいい機会だからと思って、まちづくり会社ができるということでいい機会だなというふうに思ったものですから、この点について質問をさせていただきました。

ただ、団体がなくなってしまうとそれは一番困ったことになるので、やはり町民の皆さんの活性化、よりどころとなるのがいろんな各種団体でしょうし、行政側としてもいろんな団体からいろんな協力をいただいていることがたくさんあるというのは十分承知しての話ですので、団体がなくなってしまうと一番困ってしまいます。ですけれども、やはり役場で働いている職員の皆さんを見てますと、9時、10時に役場の前を通って電気がついてると、「また残業してるんやな。かわいそうやな」って、「家へ帰りたいやろうな。遊びたいやろうな」って思うのが、やっぱり町民としての心情でもあります。そこら辺も踏まえまして、今回、できれば各種団体の事務局というのはその団体の自主活動の中にあったら一番かなという思いもしましたので、質問させていただきました。

最後になりますけれども、ご所見があればおっしゃっていただければと思いますので、お願いします。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今の事務の効率化という一面でもそういったのが大事だと思いますし、先ほど財政課長からありましたその団体の趣旨、条例に載ってたその団体、そういうのはやっぱり事務局は町で持っていなければいけないというのがあります。

もう一つは、例えばえち鉄サポート会、これにつきましては自分たちで存続をしようというのが旧町で、これも行政と一緒に存続して、また存続していくことによって運営の町からの負担金も維持できているという面があると思います。

ただ、このえち鉄サポート会、総務課が事務局を持っているわけなんですけど、逆に資金は一切、町からの補助金は一円もないんです。町と、また住民の皆さんが気持ちと一緒にあって合併前から進めてきた団体なんですけど、そういった団体もあるということもご理解いただきたいなというふうに思いますし、ただ、そういった団体だからというので事務局はずっと町ではなしに、またそういったお話はさせてはいただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

だんだん職員の皆さんの仕事の、合理化という言葉がいいのかどうかはわかりませんが、例えば、例えばと言うとおかしいですけど、よそへ移管できるものがあればよそへ移管していただいて、残業と、それから労働が過重になるようなことのないように努めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、3番、長谷川君の質問を許します。

3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 3番、長谷川治人でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。1点だけ出させてお願ひしております。緑の村から国道364号谷口バイパス線間の復活をということで、これは緑の村の、今言いますと現在では元テニスコートといいますかね、テニスコートになる南側から、また四季の森文化館からは東側ということになりますけれども、その場所から下のほうに向かって国道364号谷口バイパス線に至る道路について、そのところを舗装を含めてきちっと整備をして従来の町道として、いわゆる復活ということで質問をさせていただきます。

実は、この緑の村から国道364号に係る道路整備につきましては平成23年の3月定例会の一般質問時に、そのときは四季の森文化館の西側からの通行として検討をしていただいております。そこは、今のルート364号の車道分と、それから切り土のり面を合わせて3車道があったというところですので、そのところを四季の森に至る道路を考えられないかということで検討していただいたんですが、縦断の勾配、それから構造上ということで、道路としてはどうしても困難だということで検討をしていただいております。当時は、緑の村運動広場

で産業フェア等も開催されておりました。県内外から1万人相当の客入りもありましたし、今後もそういったことでイベントの考えもあったのではないかなと、そういうふうに思いました。

ただ、緑の村でのアクセスの道路としてはこの1本のみで、四季の森文化館の西側を諏訪間団地側におりる形しかない。そこは急勾配で大型バスの通行はできないし、マイクロバスでも難しい場所になっております。それは現在でも解消されておられません。

ちょっと話は変わるんですが、今、山集落での緑の村入り口の拡幅工事が、工期を見ますと先月の2月28日に完了されたということで、私も個人的にも本当に喜んでおります。この拡幅につきましては、従来から皆さんからの強い願望でもありました。小さい仕事ではございますけれども、地権者の方々、それから行政の関係者の皆さんのご苦勞に対しまして感謝を申し上げる次第でございます。

そういったことで、この緑の村、国道364号谷口バイパスへの復活道路についてもいい方向に行かないかなということでも今思っているわけでございます。

そこで、いま一度、緑の村広場について、あえておさらいをしたいと思いますわけですが、この緑の村運動広場は、生涯学習の充実、それから次代を担う青少年の健全育成、町民運動の推進と地域ぐるみ活動の推進を図る上で総合的な意味での緑の村広場拠点地と言えらると思います。

そこで、平成27年度の事務報告からですが、緑の村広場のふれあいセンター、それからグラウンド、四季の森文化館、資料館を含め相当のたくさんの利用者があります。その事務報告を見ますと、ふれあいセンターでは2万6,300人弱、それから運動広場では、グラウンドでは8,037人、テニスで262人。このふれセンと運動広場の合計を見ますと約3万4,700人ということになっております。

ただ、資料館を含めます四季の森文化館ですが、ここは文化祭、それから特別展、そして勾玉づくりですか、とんぼ玉づくり体験コーナー運営等々で相当数の利用者があると思うんですが、ここのところはちょっと事務報告では知り得なかったもので、入場料を把握できていたとしたらちょっと教えていただきたいなと、こういうふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今ほど議員のほうからご指摘がありました永平寺緑の村運動広場、また永平寺緑の村ふれあいセンター、また四季の森文化館、合わ

せて本町の生涯学習、また生涯スポーツ関係の拠点に位置づけているのが現状でございませう。なお、今ほど平成27年度の事務報告、決算報告の中で、ふれあいセンター、また緑の村グラウンドの利用の人数を説明していただきました。

なお、四季の森文化館の利用者数につきましては、事務報告ではちょっと一部抜けまして、決算成果表の中で体験コーナーも含めて、27年度は5,927人と説明させていただきます。

なお、それ以外なんですけれども、外の駐車場、トイレ横には、日本でも有名な金子兜太先生の石碑の句碑が立っています。そういったのでいろいろな管理人の人からも聞くんですけれども、その句碑を見にくるといふか、詠みにくる、そういったお客さん、実際建物には入らないんですけれども、そういった方々も年間を通してというふうなことも聞いています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。

今課長が言われましたように、緑の村広場では相当の利活用がされておられると思うわけです。

そこで、前回の四季の森文化館西側でのアクセス道路については、検討の結果、難しいと言われておまして、実は緑の村、今では元のテニスコートの南側から下方に下がり国道364号に至る、ここは距離的にはそれほど長くないと思えます。ここは実は、今思うと17年、18年、約20年ほど前になるんですかね、あそこは緑の村3号線だったと思うんですが、町道台帳にも記載されておまして、れっきとした町道として通行をされていたものです。そのときは地権者との都合が悪くて廃止という形をとられておりましたんですが、今といたしましては、時代も相当たっているということでございます。この道路が復活されれば諏訪間団地の方面と両方通行可能になり、特にイベント開催時、またどちらかの災害時などには利便な道路になると考えます。その道路整備の経費も、構造的にはもともと町道であったものですからそんなにかからないと、そういうふうに思います。

もう一つ申しつけますと、中部縦貫自動車道永平寺線から上志比間の開通ですが、少々おくれるということですが、ことしの夏までには開通できるということで、一日も早い開通との思いはありますけれども、ここまで来ましたらとにかくしっかりと安全第一で進めていただきたいと思いますと思うわけですが、この緑の村グラウンド、それから四季の森文化館等への出入りは、中部縦貫自動車道が開通の暁に

は永平寺インターから国道364号を通過して直近になるわけです。また、平成30年には福井しあわせ元気国体が開催されます。この緑の村ふれあいセンターでも競技が開催されます。73回の国民体育大会、これではバスケットボール成年男子、選手は132名、それからハンドボール少年女子、選手が192名が競技開始をされます。第18回の全国障害者スポーツ大会も緑の村ふれあいセンターで公開競技が開催されるということです。選手以外にも多くの人たちがお見えになります。こんなことを考えると、国体までに復活の道路ができればよいなと思いますけれども、国体に間に合わなくても、その後においてもこの緑の村運動公園の知名度が上がって町外からの入場増員も見込まれるのではと思います。

そういった意味で、中部縦貫自動車道永平寺インターから国道364号バイパスを経て緑の村運動広場へのこの道路復活について、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） それでは、建設課のほうからお答えさせていただきます。

まず、町道認定とか町道の改良を含めた整備につきましては、道路構造令とか町の道路構造の技術基準に関する条例及び規則等、また町道認定に関しましては町道認定基準要綱に基づき進めるということでございます。

議員からのご要望の道路につきましては、緑の村一帯を整備する際に造成した観光農園とかが昔ありましたけれども、そういった観光農園等を管理する場合の管理道路として現在残っているような状況であるというふうに思います。この道路は、先ほどお話ありましたように私有地を通過しておりまして、現地には「公道ではありません」というような地権者の方が設置されたような看板も残っているというふうな状況で、当然先ほど言いました関係法令等に合致していないというふうな状況でございます。例えばというか、例としまして、現在の縦断勾配、現地見ますと14%以上ございまして、基準以上になっているというふうなことでございます。また、カーブにつきましても同様のことが言えるのではないかと思います。

整備するには、これらの先ほどの関係法令ですか、道路線形とか縦断勾配、曲線半径等を基準に沿った形で設計することになりますので、現在ついている道以上に用地が必要になってくるということが想定されるのかなと考えております。したがって、用地買収等を含めました整備費については結構事業費がかかるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

ただ、今議員おっしゃったように、四季の森文化館の今後の活用を考えた場合にアクセス道路というのは多様にあったほうが非常に有効であるということはもちろんでございますし、利用者の利便性の向上につながるというふうに考えているわけでございます。しかしながら、町は今、永平寺インター線の事業化に向けて地元と十分協議をさせていただく中でご理解とかご協力を仰いでいるというような状況の中で推進している状況もございます。また、先ほどお話ありました国体開催に向けての道路整備等、計画を着実に進めていかなければならないというような状況もございます。さらに、先ほど言いました用地買収等を含む整備費用等を考えますと、財政面のことを考えますと国庫補助による事業採択というのが必要になってくるというような中で、事業化というのは非常に難しいという現状でございます。

ただ、今後のこの道路の可能性ということについて考えますと、この道路と接続する国道364号の谷口バイパス、歩道の北側のほうに三角の更地の用地がありますけれども、この辺がちょうど364と接する地点になりますので、非常に道路を整備する上では重要になってくるかなと考えております。ただ、この土地は今現在、国交省名義で県が管理しているというような道路でございますので、この土地を他事業の課題解決等も含めまして、今、中部縦貫自動車道インター付近の町有地との交換といったことも含めて、ぜひこの土地を町有地にとというようなことで県のほうと十分協議を進めていきたいなというふうに考えております。

さまざまな課題がございますけれども、建設課としては今後十分検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 長谷川君。

○3番（長谷川治人君） ありがとうございます。

そうですね。あの周辺でのさまざまな重要な課題も私お聞きしてますし、もちろん町内外でのさまざまな課題がございますが、当該この緑の村広場へのアクセス道路の件については以前からも検討していただいたこともありますし、私どもも含めて以前からの念願でもございました。今、課長の話の中からはいろんなお考えもいただきました。できるだけ前向きのご検討をいただけるとありがたいなと、こういうふうに思います。

こういったものは、10年、20年すぐ時間がたってしまいます。できるだけ早い形でこの道路が復活できますように心から私ども祈念させていただきながら

お願いさせていただいて、一般の質問を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 四季の森のアクセス道路、伊藤議員、また長谷川議員からもご提案いただきました。やはり緑の村は子どもたち、またいろんなスポーツで使われておりますが、四季の森の利用率がなかなか上がらないという現状もあります。昨年から、例えば福井県のかるた大会をあそこで開催していただいたり、今、福井銀行のテレビのCMも実はあのかるたをやってカニが出てるのも、あれは四季の森で下を書いてもらってるんですが、そういったこともやってます。また、廃線跡で来られた方にもあその施設を見せまして、何か利用できないかという声もかけさせていただいております。

やはりあそこがもっと活発に使われるようになって道がまたアクセスを結ぶというのも一つの考えかなと思いますので、これからも引き続きあその有効利用、また根本的にどういうふうにしたらいいのかという、これもおっしゃるとおり前からの課題になっていまして、ただ、少しずつそういったPRもさせていただいておりますので、またいろいろなお提案いただければと思います。

よろしく願いします。

○議長（齋藤則男君） 長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 町長、ありがとうございます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、小畑君の質問を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 昼から1番でございます。眠たくならないようにやりたいと思います。よろしく願いします。

ちょっと少々風邪ぎみというんか、せきが出たりくしゃみが出たりするかもしれません。よろしくひとつお願いします。

通告によりまして3つありますが、最初の質問です。松岡河川公園のあり方は

ということですが、九頭竜川の河川敷にあります五松橋の右岸にあります松岡河川公園は国土交通省の管理下にありまして、現在のような公園になるまでには多くの時間を費やしたと聞いております。その間に先輩諸氏の努力があったと思っております。頭が下がる思いであります。

この公園、冬の間は雪などの影響でなかなか利用できませんが、もう3月ですが、3月にもなりますと町内外から多くの方が公園に集まりまして大いに楽しむこととなります。芝生緑地は、女性や家族連れの散歩、それからジョギング、ランニングコースとして、あるいは多目的広場として、以前にはラジオ体操の全国放送の場にもなっております。野球場は、若者の野球やソフトボールの会場として、それからマレットゴルフ場は60歳を越えられた方々のマレットゴルフを楽しむ会場として全国的にも知れ渡っております。日本マレットゴルフ協会の認定1号のマレットゴルフ場ともなっており、この3つのバランスのよい公園となっております。

これらの施設管理は現在、株式会社コーワが指定管理者として管理をしております。施設の維持管理などに当たっておりまして、年間約900万円前後の指定管理料が払われております。

河川公園の利用目的は、町民が健康でさらに住みよいまちづくりのために資するとありますが、年間、これは前年度でいいんですが、各施設の利用状況、それから利用による収入、さらに指定管理料はどのようになっていますか。お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 建設課からお答えさせていただきます。

まず、施設の利用状況でございますが、野球グラウンドが、昨年度の利用状況ということで354人、マレットゴルフ場が1万4,436人、多目的広場、芝生広場が2,024人、その他で884人ということで、合計1万7,698人の方々にご利用いただいております。

施設利用収入につきまして、昨年度、マレットゴルフ場や広場の使用料及び年間パス券購入代金としまして124万4,550円となっております。

また、指定管理料につきましてですけれども、施設維持管理費、事業実施経費、一般管理費等の支出から施設利用の収入——これは過去の利用料等の3カ年平均をとっておりますけれども——を差し引いた額で算出しておりまして、町内3カ所の河川公園の平成27年度の指定管理料が833万3,820円、28年度は

821万9,340円となっております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） この中で、マレットゴルフ場はほかの施設と違いまして、年間を通し恒常的に永平寺町マレットゴルフ協会が中心に使用しておりまして、さらに施設などの整備を行っているところであります。

コーワとの基本協定書には施設及び施設の維持管理がありますが、これが私ども機能しているとはちょっと思えないんですが、町の指示はどのようになっておりますか。お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 各河川公園におきまして、定期的な草刈りとか植栽の剪定及びトイレの清掃等が基本協定に基づく業務内容ということで指示をしております。

マレットゴルフ場のコース内は細かな整備が必要となりますので、実際にプレーする方、マレットゴルフ協会さんと指定管理者と町と3者の間で調整会議を行いながら調整を行っているところでございます。マレットゴルフ協会の方々が自分たちのプレーをする上で気になるところとか、そういった形で自主的に整備を行っていただいたりとか目土をお願いしているというようなことはございますけれども、それにしましても指定管理者と細部にわたって整備について協議しているというところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 協議をして、実際は施設及び設備の維持管理ということから労働のほうも伴わなあかんのかなという感じはしますが、実際、永平寺町のマレットゴルフ協会がほぼ、ほとんど労力も提供しております。ということで以前は、コーワの前はシルバー人材センターがここを管理をしておりまして、シルバー人材センターの方の中にもマレットゴルフ協会におられましたから、言うなら一体的にやっておられましたが、シルバー人材センターが離れたということで、そういうことではコーワが本当にできるのかなという思いがしてありまして、過去にそう思っておりましたが、実際なかなかできていないということだと思っております、ある意味、仕方がない部分もあろうかと思っております。

ことしの冬、特に1月は暖かい日が続きまして、松岡マレットゴルフ場にも多

くの人がマレットゴルフを楽しんでおったと思います。その結果、マレットゴルフ場は芝生などが傷み、後の補修が大変だと聞いております。12月から2月の間は誰が管理するのか。さらに、その間はそこでプレーする人の料金は発生しないのか伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今ほど維持管理のお話でちょっとありましたけれども、指定管理者のほうから現在もシルバー人材センターのほうへまた再委託と伺いますか、そういった形でお任せしたりとかという形で、実績報告の中で各月の草刈りの回数ですとか剪定の回数ですとか、そういった形で報告をいただいております。町としましては、その内容につきまして適正に管理されているというふうに確認しているところでございます。

今ほどの芝生の補修等につきまして、3月から12月の10カ月間につきましては指定管理者が管理しているところでございます。冬期間の1月、2月につきましては芝生の養生期間ということで、年券にも記載されていますけれども、閉鎖ということでございます。

ただ、マレットゴルフ協会との調整会議の中で、近年、降雪量が少なくて1月、2月の閉鎖を解除してほしいとか、そういった要望もあった経緯がございます。芝生の養生による立入禁止箇所というものを協会のほうで指導していただいております。例えば使用コースを制限するとか、そういった形で使用していただいているという状況です。利用料金につきましては、閉鎖期間は管理人がいらっしゃらないので、常駐していないということで徴収が非常に困難でありますけれども、原則閉鎖という中で芝生等の養生に関する制限をしながら使用していただいているというような現状でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 要は、閉鎖期間はここを使わせるのかどうかということですね。使うのはいいんですけども、後、傷んだりなんかしてもそのままほったらかして帰る。ほったらかさざるを得ないんだと思うんですが、ここらあたりもう少しうまくやらないと、使用しっ放しという形になろうかなと。本当にクローズするならクローズ、使うなら使うということにしないと、物すごく傷んでから、さあ補修ということになりますとまた金かかりますので、もう少しぴっちりしたものをつくっていただきたい。

仮に使うという期間が長ければ、指定管理者に、当然役場との話し合いの中でその冬期間も指定管理の中に含めるということも検討せざるを得ないかなと。特にここ数年、非常に暖かい冬ですので、そこら辺等も必要かなと思っております。検討していただきますように、ひとつお願いします。

今申しましたように、河川公園の利用目的は、町民が健康で住みよいまちづくりに資するとありますが、町内には3カ所のマレットゴルフ場があり、それぞれの地域の方々に利用されていると思います。その中で松岡マレットゴルフ場だけが現在有料となっております。町内3カ所の公園は、これは先ほどお答えいただきましたように、3カ所の公園は指定管理者、株式会社コーワの指定管理の範疇を鑑みますと、そこは同じ町民でありながら不公平感が生じます。

永平寺町マレットゴルフ協会主催の大会、大体年間二十五、六日ぐらいあろうかと思いますが、その部分は優先使用を認めていただいて、もうあの会場を無料開放してもよいのではないかなと思うんですが、これはその理由として、まずマレットゴルフをすることでお年寄りの方々が元気になり、ひいては医療費の縮減にもなると。それから、年金生活者からあえて料金を取らなくてもいいんじゃないかなという気がします。

そこらを鑑みてこれのあり方を検討していただいたんかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 生涯スポーツという観点からマレットゴルフが非常に健康に役立っているというのは同感でございますけれども、当初、松岡マレットゴルフクラブの方々が自主的にコースを整備しまして無料で使用していたという時期があるということでございます。その際にホールの拡張をと強い要望がございまして、その後、町がコースを整備しまして現在の形になっているという中で、マレットゴルフ協会と利用料について協議をしている中で、受益者負担という観点から利用料を徴収していくというような現在の使用になっているという経緯がございまして。

過去の年券購入者の実績の比率から、町内者の方が約35%、町外者の方が約65%ということもございまして、そういった比率からしても受益者負担という考え方は必要ではないのかなというふうに考えております。

また、松岡河川公園につきましては、他の河川公園に比べまして維持管理等の回数等も多く、維持管理に経費がかかっているというふうな現状もございまして。

また、各大会において、ご存じかと思えますけれども、協会主催の大会等につきましては減免申請をしていただいで、大会等も含めてその何日か前の練習も含めて減免しているということで、マレットゴルフ場の使用料についてはそういった形の対応をさせていただいているということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） そういうことを言うんじゃなしに、基本的に3つの河川公園があつて、もう年月がそれぞれたつておりますし、その中に利用料金を取るところもあるし、ないところもあるということが不公平じゃないですかということでもあります。

そういうことを鑑みますと、やはり無料開放にして、むしろそのほうがいろいろな方が逆に使いやすくなるんかなど。それをするることによって、今言いましたように、あのマレットゴルフをすることによって歩くということによって健康も維持できますということをおもいますと、私は無料開放すべきでないかなと思えます。再度ちょっとお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今の大会についてはそういう対応をさせていただいておりますし、通常の利用につきまして、議員おっしゃるように、公平性といいますか不公平を是正する、公平感という観点からいきますと、逆に永平寺河川公園とか中島河川公園で利用料をいただくと、使用料をいただくとか、そういったことも逆に言うと公平性という面では考えていく必要もあるのかなと思えますけれども、今議員さんおっしゃったように利用者の方々がいらっしゃいますので、その辺の有料化という考え方についてのご意見もいただかないといけませんし、主な使用者であるマレットゴルフ協会と十分協議していく必要があるというふうと考えております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 公平、不公平という点からですが、例えば松岡でマレットをされている方は永平寺、上志比へ行って無料ですすることもできますし、またふだんから上志比、永平寺で練習されている方が日本初の公認コースとなっている松岡河川公園へ。またあそこは植栽もきれいに整備されてますし、そういったところでプレーすること。逆に言いますと、公平、不公平ではなくて選べる環境にある町というふうに捉えていただければいいかなというふうにおもいます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） この議論をしますともっともっと時間がかかりますが、要は、例えば松岡にいる人は松岡のマレットゴルフ場へ行きますし、永平寺の方も松岡に来ます。上志比の方は上志比のほうに行きます。言うならば、ある意味固定されております。その中での不公平感を私言っているわけで、それはそれで行政側の話もわかります。一応承っておきます。

それでは、次の質問なのですが、昭和56年発行の「日本の山河」という写真がありまして、実はちょっと拡大コピーをしてきました。

これですが拡大コピーをしまして、これは九頭竜川の右岸から福井市の東藤島、中藤島地区を撮った写真ですが、遠くに水道局や以前にあった紅白のポールのついた、あれは中藤島地区だったと思うんですが、ポール状のアンテナがあり、恐らく昭和45、46年ごろの写真と思います。多分、午後3時か4時ごろの写真で、逆光で川の様子がちょっとわかりにくいんですが、水は満々と流れているのがわかります。

そこで注目したいのは、この当時の写真には余り雑木がないんですね。それに対して、実はこの前、よく似たアングルで写真を撮ってきました。ぴったり同じアングルでは撮れないんですが、このような写真です。ここを見ますと非常に林になっております、川の河川敷が。ということは、そこに鳥が巣をつくったと思われませんが、そこに大水が来た場合、この川の本が流されて、じゃ、どうなるかということですが、特に鳴鹿大堰から森田地区の間は本当に森のような、林のような形で延々と続いております。

河川敷は国土交通省管理ということですが、昨今のような異常気象によります大雨があったときにこれらの木が流され、橋桁の損傷や堤防決壊を招かないかという心配がされますが、町として国土交通省に伐採の請求を行っているのか伺いたいと思います。以前にもこの質問は同僚議員が何回か聞いておるとは思いますが、再度お答えをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 中州の伐採についてでございますけれども、まず国、県のほうでは九頭竜川水系の河川整備計画というのを平成19年ぐらいに、これは今後20年から30年の川づくりの内容を示した計画を策定しているところでございます。国は来年度から五松橋上流の中州の伐採を実施する予定をしているという中で、この区域は今、議員おっしゃったように流下能力が低くて、中州の撤

去というものもその整備計画の中に組み込まれている状況です。

ただ、ご存じのように、河川につきましては、九頭竜川全体の整備の中で下流のほうから河道掘削ですとか河道修正ですとか、そういった流下能力を上げるための整備を行っている中で、中州の撤去につきましては、今現在の計画では平成32年ぐらいに実施する予定になっているということを聞いております。

要望につきましては、今後も引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） そのときに、この写真を見てもわかるように、結構、いわゆる敷石、玉砂利が相当上に上がってきてます。そろそろこの砂利を取る必要があるみたいな気がします。例えばこの面と補助の面が、もしかするとこっちが上がってるんじゃないかなという気がするんですが、これはここ何十年も取ってませんね、この砂利は多分。

そういうことも今後要請する必要があるかと思いますが、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 町の五松橋付近の中流域につきましては、先ほどの整備計画の中で「砂礫河原の再生」というような形で、今ある雑木が繁茂している中州を撤去をしまして昔の砂れき河原を再生するというような計画を持っている中で、そういった形で流下能力が上がれば、そういった自然石等のもともと川が持っているその川のバランスといいますか、そういったものも再生してくるという計画の中で整備計画を持ってやっているという状況ですので、それらの計画が着実に行われるように町のほうも国、県に要望してまいりたいというふうに思っています。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） ぜひとも九頭竜川の景観も含めて、やはり川を守るという意味からしますとそういうことも必要ですし、伐採も必要であるということをつよろしくお願いします。

それでは、2問目であります。30年以降の米生産の方向はということですが、長年、米生産に係る法律、食糧管理法、それから食糧法で縛られていました多様な米生産農家は、これらの網かけからある意味開放をされます。

今後どのような方向に向かうのか。いわゆるあめ——反当たり 7, 500 円の助成金ですね。それとむち——これは減反政策が効かなくなるわけですが、政府は生産者団体——これは J A ですが——で自主的に管理をとっておりますが、果たして、多様な生産農家の思いを酌み、意図とする方向へ向かうのか。町農業再生協議会発行の平成 29 年度の経営所得安定対策の冊子「経営所得・安定対策と米政策」、これを見ますとどうもよくわからない。ほとんど昨年からやっていることをまだそのまま踏襲しているような感じがします。

果たして行政はこれらにどのように関与をしていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

まず、平成 30 年産以降のことですが、初めに現在の現状ですが、国におきまして米の生産数量目標の設定を行います。その後、国のほうから県に対しまして米の配分数量を提示いたしまして、福井県農業再生協議会で市町への生産数量の配分を決定しております。町では、配分されました数量をもとに永平寺町農業再生協議会で各集落の配分数量を決定いたしまして、農業者に周知をしているところでございます。

そういった中で、平成 30 年産以降につきまして、米政策の見直しによりまして米の直接支払交付金 7, 500 円、反当たりでございますが、廃止となります。そうした中で、国におきましては毎年米の生産数量目標の配分数量を行ってまいりましたが、平成 33 年産米から、行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産を行っていくことから、平成 33 年産米からは配分をしないということで、米に関する価格動向、また需要動向に関するデータを集約、整理をいたしました米に関するマンスリーレポートというもので情報提供をするということだけになりました。

こうした中で、県におきましては、米価の下落を防ぐために国の生産数量目標にかわる数字を提示していく予定と伺っております。また、J A 永平寺のほうも農業者に米の生産調整の協力の依頼を行ってまいりたいということで伺っております。本町、永平寺町も関係機関と連携をいたしまして今後も米の生産調整をお願いしてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 言うならば、減反廃止は国の思いじゃなしに、生産調整はそれぞれ個々の農家あるいは集荷団体（JA）でやっていただきたいと。

国は毎年、米の生産数量目標の配分を行ってきたが、この行為をやめるだけで、需要に応じた生産に取り組むべきだということでもあります。これはある意味、市場原理をそのまま導入したということでもあります。市場原理イコール経済主義であります。ある意味これは、国はもう責任は持ちませんと、だから生産調整をやってくださいということですが、農業の難しいところ、これはやはり自然を相手にするということと、土地がまず必要ということと、そういうことを鑑みた場合になかなかそう単純ではないという感じがします。

もう少し以前に川治議員がお聞きしたときには、果たしてこれ減反に皆さんが協力を、ことは当然せなあかんですから、来年するのかなということの意向調査もやりたいんだということ聞いておりました。その意向調査の何か結果が出たんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまの意向調査でございますが、町では平成29年度、今年度ちょっと予算を計上させていただきまして農家の皆様方にアンケート調査を実施いたしまして、農業政策に関します意向も踏まえまして現状を把握してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今までは、国は生産者が米をつくることしか考えてこなかったと。いわゆる米の粒状を大きくしてきれいにして、さらに見た目がよければ等級がよかったわけですが、それはある意味、化学肥料とか農薬の散布である程度解決ができたわけでもあります。しかし、それは消費者が望んでいる米ではないし、米消費が落ち込んできた原因の一つにもなっていたと思っております。

農村の人口減少社会や高齢化の進む中で、これらの米生産は、認定農家いわゆる請負と個人農業者（2種兼業農家）に大きく分かれていくのではないかと私は思っております。特に本町の共稼ぎ世帯の多くの農家は、今までもそうであったように、個人農業経営いわゆる2種兼業農家の丁寧な肥培管理で顔の見える生産者として安全、安心でおいしい米を生産できると思っております。

多くの耕作地は認定農業者、集落営農等に任せればいいんですが、そういうふうに二極化になって地産地消の仕組みを構築する必要があるかと思いますが、

この2種兼業農家の位置づけというものを今後どう考えるのかなとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、町内の農地を耕作している担い手でございますが、平成29年の3月現在でございますが、個人の認定農業者数は23人と昨年より2人ふえております。集落営農組織等は20組織ということで、耕作割合につきましては約56%ということで、そのほかはほとんどが兼業農家でございます。

以前にも小畑議員からも兼業農家と担い手農家ということで伺っておりますが、今現在、町のほうといたしましては農地の集約、集積を推奨しておりますけれども、担い手農家と、そしてまた兼業農家にもご尽力いただきながら町の農業に携わっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 米に関しては非常に微妙なところもありますし、国の施策もありますので、もう少し見守る必要があろうかと思えます。

ここで、米生産だけでなしに県大3号等の小麦の生産を奨励して、本町にも生産体系ができて商品化も進んできているし、成長戦略になることを期待するところではありますが、本町はインバウンド観光に力を注ごうとしているわけで、私はここにヒントがあるんでないかなという気がします。

そんな中、アジアからの観光客にインディカ米の生産をしてはと思うわけがあります。インディカ米、日本にもその品種があるようであります。私はつくったことがないんでわかりませんが、「越のかおり」という、そのほかに3種類あるみたいであります。食べ方、これはピラフなどにすればインディカ米のほうがいい場合があると聞いております。多様性の中で日本人の口にも合うお米もあろうし、さっき言いましたように、観光客用にもなろうと思えます。

日本の風土に合うのかどうか、それからこの日本でつくられているのかどうか、まだわからないところが多いんですが、ここらあたり、ご所見を伺いたしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、インディカ米ですか、でございますが、特徴といたしまして、アミロースの含有量が非常に高いということと、粘りが少ないという性質がございます。そのため、コシヒカリと比べますと粘りが少なくぱさぱさ

しているということもありまして、食味は劣るとのことでございます。

また、インディカ米に似たお米で農研機構北陸研究センターで開発されました品種で「越のかおり」という品種がございます。これにつきましては、農協にも参考までにちょっとお伺いしたんですけれども、仮に、このインディカ米ですかね、これの作付した場合にカントリーでの受け付けが非常に難しい。まとまった数量とかいろんなこともございまして、そしてまた営農指導できる指導員も、これにつきましてはちょっといないということもございまして、それと検査、これもちょっと難しいということで、事業に対しての対応というのがなかなか難しいというご意見もちょっと伺っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 私はそこら辺等も含めて、いわゆるインバウンド観光、アジアのほうから来られる方、日本人が好んでいるジャポニカ種は東アジア、特に日本、韓国、中国あたりが中心で、あとはそのほかはほとんどインディカ米と聞いております。むしろそちらからの観光客がこれからふえるならば、こういうお米の対応もする必要があろうかと。逆に言うと栽培しなくても輸入してもいいのかなという気はしますが、考えてもいいのかなと。両にらみで考えていく必要があろうかと思っております。

一応この質問はこれで終わりたいと思います。

次に、3問目ですが、福井市の連携中枢都市圏構想はということですが、これは2月18日の福井新聞に報道されておりました。この報道によりますと、福井市の行政改革推進委員会、これは行政の中にあるようではありますが、周辺市町と協力して人口減少対策に取り組むと、そして連携中枢都市圏の形成に向けた検討などを盛り込んだ行財政改革指針案を承認したということになります。

連携中枢都市圏は、総務省が推進する広域連携制度でありまして、近隣市町と連携することにより住民サービスの充実を図り、人口流出防止につなげるのが狙いと聞いております。県内では初めてで、都市圏をつくる自治体には中核都市が必要であります。19年の移行を目指しているということですが、嶺北全部を網羅しておりまして、中核都市圏の中には、いわゆる6市4町に福井市が入るということで7市4町になろうかと思っておりますが、その中核都市が福井市ということになります。

福井市と隣接する本町においても、少なからず影響を与えると思います。福井

市との連携を考えますと、福井都市計画を軸に、福井北インターチェンジの周辺、お隣が東古市、あるいは重立地区がほぼこの松岡 〇の中に入ってくるということも含めて、ここら辺等の開発はどうするんかということでありまして。双方が知恵を出す必要があろうかと思っております。それから、納戸坂から福井に出る道路も必要であろうと、大学病院の救急医療体制は問題がないんだろうか、えち鉄の利用促進はどうして強調していくのか、それから朝倉氏遺跡等のさらなる観光協力などいろいろあろうかと思っております。

福井市からこれらについての打診はあったのかどうか。さらに、この新聞報道に対して今後どう対応するのかお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

連携中枢都市圏構想は、平成26年6月の改正地方自治法に盛り込まれた新たな広域連携の制度で、連携する内容を自由に協議し、連携中枢都市と連携する市町とが連携協約を締結するものでございます。連携協約を締結する市町で政策合意が行われますと、単独で全ての行政サービスを提供するものではなく、近隣の市町とお互いの強みを生かし、弱みを補って取り組むなど、メリットも生まれ、柔軟に取り組むことができるようになります。

現在、単独では成果が少なく連携することにより強みを生かすため、越前加賀インバウンド機構や勝山市との日本遺産認定に向けた連携をしております。昨年8月と本年2月に、福井市周辺の7市4町、嶺北一帯ですが、を対象としました事務担当職員及び担当課長の連携中枢都市圏形成に関する意見交換会が開催されております。その会議では、福井市が平成31年4月に中核市を目指しており、人口減少社会においても活力ある地域経済を維持していくための産業振興、医療、観光、地域公共交通、教育など、「経済成長のけん引」、「市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」の各分野について関係する市町の調整を図り、平成29年度中に連携中枢都市圏ビジョンの策定に取り組むとしております。連携した事業に取り組む市町には、1市町当たり年間1,500万円を上限とする特別交付税の措置がございます。さらに、連携締結には連携するそれぞれの議会の議決が必要となってきます。

現状では、各施策における本格的な協議はまだ始まっておりませんので、今後、施策目的やそれに応じたメリット、それぞれの役割など連携の可能性について今後協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） そういうことだろうと思います。

金沢市では昨年、4市2町で石川中央都市圏を形成しております。今申しましたように、救急医療や広域交通など市民サービスの充実に取り組み、住みやすさ日本一を目指しているとあります。

私を感じますのは、これらは広域間での、あるいは単独の中でいわゆる行政間競争、広域間競争と、それに相反する連携と、競争と連携の、言うなれば相反するものを同時に取り組む時代に来たのかなという感じがします。その先には、もしかすると道州制があるのかもしれませんが、根本的にはやっぱり人口減少社会は避けて通れないんだという危機感もあろうかと思えます。

先般発表されました第二次総合振興計画にはここらあたりは余り述べられておりませんが、もしかするとこの振興計画も今後、進行形の中である意味見直す部分もできてくるのではないかと思うんですが、そのあたりの所見をお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 人口減少の進む地方では、年少人口、生産年齢人口の減少や高齢者の増加により人口構造が変化して、労働力不足から社会基盤、生活基盤が脆弱化することが懸念されております。このことから、これまでどおりのやり方では今後、発展する地域、衰退する地域がより鮮明になってくるかと思えます。他県でも、今議員さんおっしゃいました連携中枢都市構想に向けた取り組みを始めておりますが、これまでの行政課題解決の広域連携ではなく、経済、都市機能を含めた産学官による新たな広域連携による戦略と知恵がこれらの行政サービスには非常に重要だと思っております。町としましても、新たな形の広域連携についてしっかり情報を収集しまして、近隣市町と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

今小畑議員がおっしゃられておりました道州制や市町村合併、これとはちよつと違ったものでございまして、町としましてもこういう連携をこれから推進をしまいたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） やはりこの地方創生の中で連携しなければならない、そういったことがふえてきてます。

今、永平寺町でも、先ほどのインバウンド機構であつたり観光の取り組み、ま

た大学、そして地域の各団体、こういった方々と連携を密にしていきますし、これからも密にしていかなければいけないと思います。

こういった行政サービスについてもやはりそういった流れはありますが、連携と競争。ただ、お互いにメリットがないと連携というのはいまいかない場合もありますので、しっかりと主張しながらやっていきたいのと、またもう一つ、さらに視点を変えて、例えば国の出先のそういった機関とまたいろいろな連携ができないかというのも、今いろいろ交流も深めていますので、またそういった話、近隣市町、また町内の団体、町外の団体、企業、またいろいろな方とのこの連携をすることによっていろいろなノウハウをこの地方創生に生かしていけるな、またこれからの地方行政の中で生かしていけるなと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 町長おっしゃるとおりだと思います。

永平寺町の過去の合併を振り返りますと、それぞれの旧町村でそれぞれの施設をつくってよく似た施設ができ上がったという経過がありました。サンサンホールとふれあいセンターもそれであろうし、緑の村広場なんかも、およそ2万人の行政の中でこんだけの施設が要るのかなという部分も過去にあったと思っております。このときに近隣市町村と連携することがうまくできておれば住民サービスの充実がもっと図れたと思いますし、ある意味、無駄が省けたかなと思っております。そういうことで、この連携中枢都市圏の構想は、やはり前向きに取り組む必要があるかと思っております。

ひとつ前向きに取り組んでいただきますようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 次に、1番、上坂君の質問を許します。

○1番（上坂久則君） 議長、5分だけちょっと時間くれん？ ちょっと喉が渴いてさ、水分補給 いいですか。

○議長（齋藤則男君） ほんなら暫時休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） この議会、一問一答式の質問という形になってますんで。一問一答式、特にテレビ見ててなるほどな、そういうことかという。私もポイントをちゃんとしてますから。簡潔明瞭で結構ですから。

それではまず1問目、教育環境は万全かということですね。これは主に、今現状、特別に問題あるとかないとかという、教育長、認識だけです。さらっとで結構ですから。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 社会のいろいろな変化がありますので、例えばSNSの問題とか、子どもにとっては必ずしも環境的にいいとは言えませんが、いろいろそれに対応する方策を考えまして指導しまして乗り切っていくといけないという認識しております。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 今回のポイント、これは経済が、安倍首相、何か物すごく日本のが上がってるみたいに見えるけど、実感としてはそんなに給料も上がってへんし、この間のスーパーフライデーみたいにやったって全体の3%しか実施できないという、そういう状況ですから。

私、ここのポイント、これ教育環境ですからね。幼児ですとか、当然小学校、中学校、義務教育ですね。そういうお子さんたちはいわゆる制度的にちゃんと授業料等とかあるいは学費等、それに係るようなものは対処をしてると思うんですけども、それはしてますよね。——はい。

それでね、高校とか大学に行きまして、いわゆる生活困窮者という定義でいきますと、保護者、これは本人が病気になってその家庭の収入源の柱が、なくなったとは言えなくても、非常に難しい。それから、災難というんですかね、事故とか災害に遭ってとうとい命も守れなかったという例もあれば、あるいは会社であれば事業縮小ですとか、あるいは首切りですね。今の安倍さんも人を大事にするって言いながら、労働法規で金さえ払えばいつでも首切りができるような、そういう法案も考えてるみたいですから。

そうすると、急に今言ったみたいな生活困窮者の生活環境になった場合、県の高校の授業料はただですね。じゃ、私学はというと自分ですよ。本人が一生懸命意欲的に勉強したい、それからスポーツ関係、頑張って自分らしい人生を送りたいという。ところが、人間が生きてく上ではいろんな環境が出てきますから、そういうときに、単に生活が困難になった、あるいは授業料も払えないという、

そういうときに退学をせざるを得ないようなときに追い込まれる場合があるわけですね。そういうときにそれを、子どもたちが将来を背負うわけですから、そういう人たちにね。自分の個人の不注意じゃなくて生活困窮になった場合、教育環境を守れるような制度にあるのかないのか、あるいはなってるのかどうかですね。そののちょっと実情を。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂下和夫君） ただいま、高校、大学等で緊急にご家庭の経済状態が困窮された方の対策ということで、福井県では、高等学校等に進学する際に出願する奨学金ですとか、高等学校等に在学中の生徒が対象となります緊急採用の奨学金制度がございます。緊急採用奨学金につきましては、要件を満たす生徒さんを早急に救済をするために、できるだけ早く奨学金支給が可能になるように速やかな事務手続に努めているところでございます。

これらの奨学金は返済が必要になりますが、県では平成27年度から返済不要の給付型奨学金の制度が創立されております。勉学意欲があり、経済的理由で就学が困難な方の支援を充実しているところです。

また、国の制度につきましても、平成29年度から奨学金の返済の必要がない給付型の奨学金制度の創設が予定されております。また、低所得者世帯を対象にしました無利子奨学金の成績基準というものがございましたが、その撤廃ですとか、低所得者向けの減額返済制度や貸与利率の引き下げ等、検討されているところです。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） ちょっと答弁が抜けましたので。

今、永平寺町でも利子補給をさせていただきまして、給付額の上限は5万円ということです。平成28年度は10件の申請がありました。21万4,000円の給付金を支給しています。そして29年度からは、今までえちぜん鉄道で10%の定期補助でしたが、また教育の公平性という、そういった面でバスにつきましてもバスの定期券の10%の支援をしていこうというふうにならしているところでもあります。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これ教育委員会からもらった資料。生活困窮家庭の支援制度ということで、県でいくと福井県きぼう応援奨学金、これは返済しなくてもいいという制度ですね。それからもう一つは福井県高等学校奨学制、これはすぐれた

資質を有しながら経済的理由で就学困難な高校生に学費を貸すという制度ですね。教育委員会では教育資金支援等、一応全部これ読ませてもらったんですね。これ見ると、知ってる人はできるけどね。

これ、教育長、どうなんですかね。永平寺町の中学校から高校へ入って、その中退者の報告というのは各高等学校、これ県立もあれば私学もありますけれども、そういうふうなものというのは県の教育委員会なり、あるいは当町のそういうところに、報告義務はないんでしょうけれども、何かそんなことが今現在あるのかないのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 現在、誰々が途中でやめたりとか不登校になったりとか、そういう報告は学校とか教育委員会にはなされていません。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、途中で自分が嫌になってやめる人もいればね、あるいは普通高校へ行くよりも、今のITにしる、やっぱりそういう専門的な学校へ行って自分に個人的な能力を一日も早くつけたいということですね。そういう場合はいいんですけれども、本当に経済的な困難でいや応なしにやめざるを得ないような、そういったことがないように、これはやっぱり我々大人が、当然町の政府両方ありますから、これは一つやらかなあかんなど。そのときに、こういう奨学金の制度を本当に今の保護者がどこまで知ってるのか、あるいは理解してるのかというのがちょっと心配なんですね。

たまたま、これはまた次のときの質問でも、2番目にしようかなと思ったんですけども、いじめの問題、新聞に載ってましたよね。チェックリストを何か県内では配ってるところもあるとかというふうに載ってましたけれども、あれなんか見ても、中学校へ入ったと同時に親御さんのほうにリスト表を配ってやるということですね。なかなかすばらしいなど。いじめの問題というのは、決して先生だけが早期発見できるとはね。あの新聞記事を見ると、全体の4割ぐらいしか実際は見つけれないと。ですから、それをまた親御さんのほうでも。ともに見つけて。教育長、見ました？ 3日の日刊県民の新聞、あれなんかはチェックリストで20項目。さっきまであったんやけど、どっか行ったんかな。

そういう部分で少しずつ、本当にみんなでやっぱり子どもたちを大事にしていこう、救っていこうと。情報としては、親御さんのほうでチェックリストを見ると何か学校へ行くのを嫌がるのかな。暴力的にやられれば、当然あざとかけがし

ますからそれは見つけやすいんでしょうけれども、そうでない場合はなかなか見つけにくいのかなというふうに思いますね。

これはあれですか。やっぱり永平寺町も、これは県の教育委員会やからね。配るといふことですから、それは実施する予定なんですか、どうなんですか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 年に何回か、そういう子どもに何かないかとか、そういうチェックを匿名で担任のほうから出したり、それから通常、各学校では子どもたちの変化、やっぱり普通と違うな、ちょっとというような場合には、帰りの会の際に必ずそういうものを担任から出して職員で検討して、気がかりな児童を一人でも少なくしていこうというようなことで今取り組んでまして、何かおかしいことがあればすぐ保護者と相談する、あるいはそういう関係機関と相談する、そういうことの連携を密にするというようなことで積極的に取り組んでいるところです。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これ私の質問も、1番目と3番目の登校拒否とかね。これ教育に関する問題ですから一緒にやろうかなと思ってるんですけどね。

1問目の問題は、生活困窮になった場合、この制度なんか見ても町の教育資金支援給付金というこれは、その対象者は町が定める金融機関で教育資金の融資を受けている方と、こうあるんですね。ところが、これにはもちろん滞納してないとかさまざまな要件がつくんでしょうけれども、生活困窮って、税金を払えてちゃんとやれば生活困窮者じゃないんですね。そうすると制度的にはあるけど現実的には受けられないんですね。じゃ、金融機関へ行って、会社は失業したわ、それからたまたま自分で病気持ってたというさまざまな要因で金融機関が融資を拒否した場合はこの制度を使えないというんですね。でも本来は、誰もが救済できない、してくれない、そういう人ほどどうやっても救うのが、やっぱりそれは温かみのある、まさしく永平寺町で生まれ育って、育ててもらってよかったという、それが行政やね。これは議員を初めとして、そういう制度をもう1回使いやすいようにね。

例えば福井市のを関連して言えば、緊急に小口資金ね。お金の人は3万、5万はどうでもいいんでしょうけれども、ない人は本当に3万円でも5万円でもある人の10倍ぐらいの、あるいは100倍ぐらいに相当するぐらいの。これだけ厳しいんですね、厳しい人っていうのは。だからそのところをもう一度。そ

んなのある人には別にせんでもいいわけですから、本当に真に助けてあげなきゃいけないという人をどうやるかという制度をもう一度、これは別に学校課の問題じゃないですからね。町全体のことであります。

それで、町長、救わないかん人を救うと、そういったことは検討するという形で返事を。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 全体的に見てそういった子どもたちを救っていくというのは大事なことだと思ってます。特に生活困窮者自立支援法というのが平成27年に施行されております。生活保護に至る前に何とか立ち直ってほしいということで、給付金とか支援制度とか、それから、県事業になりますけれども、相談員さんに充てて継続して支援をしていくというような制度もございますので、こちらのほうも活用して支援に当たっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで生活福祉資金で社協もね、これは奨学金やと県の社協のほうから審査が通れば、保証人つけられればということはあるんですけども、なかなか行政からその小さな生活資金、次のつなぎとしてね。そういったことを行政がやれるかといったってなかなかやりにくいと思うんで、ですからそういう人のね。お金がなきゃできんわけですから一つのそういうお金を、県が300万なんか、500万なんか社協に預けて、社協のほうで。その生活困窮かどうかというのは区長さんなり民生委員さんなり、あるいは住んでる近くにいる福祉委員さんなんか分かるわけですから、何かそういった制度をね。これは幾ら何でも困ったからといって福祉課へ来てやられたって、その審査がどうかというのはわかりにくいですから、やっぱりそれは行政でしにくいことをまた社協さんのほうにお願いをして、そのかわりお金は積んどきゃいいわけですから、行政から出してね。

何かそういう基金構想というのもあってもいいのかなと思いますけど、そのような考え方はどうですか。誰が答えるんですか。課長？ 町長？

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 生活資金についての基金というものですが、現在、地域福祉基金というものが制度上ございます。こちらの運用に当たっては、生活困窮者に対する支援というものは今は制度上は設けておりません。施設整備に

ついて基金を活用するというようなことをメインに考えております。

議員仰せの内容につきましては今後検討していくというようなことで回答させていただきますし、あと県社協さんがやっている生活福祉資金貸付制度につきましては、先ほど議員おっしゃってた3万円の小口のことも含めて、大口の貸し付けも対応できるような制度となっております。こちらの活用につきましては、社協さんのほうにもつないだり県のほうにもつないだり、福祉保健課としては対応しております。社協さんのほうの福祉相談会などで民生委員さん、それから福祉委員さんも交えた検討会のほうで対応しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 本当に真に困っている人に隅々までぬくもりを感じられて、決して甘やかす必要はありませんけれども、真に困っている人をもう一度どうやったら助けられるのか、それをどの機関がやったほうが効率が上がるのか、そういったこともひっくるめて改めて検討をしてほしいと思いますね。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおりですし、あと子どもたちの教育環境という面でも、今、国、県もその奨学金制度をしっかりと進めています。

町として、やはり職員一人一人がそういった相談に来られたときにいろいろな機関に連絡をとるとか間に入るとか、そういった対応も必要ですし、また、債権管理室を税務課の中に置きますが、これは税務課長がこの永平寺町らしい債権管理ということで、その中で生活にちょっと困窮されている方、そういった方々のお話を聞かせていただいて、民生委員とか福祉委員さんまたはいろいろな機関、そういったところ等にこちらから連絡をとらせていただくとか、そういった温かい対応に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、また学校課のほうへ戻りますけど、これですね、このチェック表ね。これ見ると、やっぱり子どものSOSに気づいていますかというね。保護者の方からチェックをしてもらって、そして問題があれば学校のほうへ知らせてもらって、学校のほうも担任ひとりが背負うんじゃなくて、複数の職員が組織をつくって対応するというふうだね。非常に、新聞ですから、このとおりやればかなりうまくいくのかなと。

ただ、これなんかでも読んでてもあれやね。これからいじめの件ですね。3年

間で、いじめだろうなという認知件数が約830から860件というね。これ終わったら教育長にお渡ししますんで。ということで、それを何とか防いでいこうというね。でも、このチェック表というのはいいなと思いますよね。だから、月に1回封筒に入れて出してもらって、保護者から見て余り感じてなければ、特段ありませんとか、それからちょっと心配とかということさえ最初から打つときゃね、あとでマル・バツぐらいでやれば、必ず親もチェックせなあかんなどわかるでしょうし、それからついでに悩み事があつたらお書きくださいと。ただし、本人に見せないで全部のりづけして担任しか見ませんよと。問題点があれば、それは教科の主任なり教頭なり、最終的には学校長が責任持って対処すりゃ、かなり違うと思いますね。

それで、今度は3番目の登校拒否。これ児童生徒数、これ実態がどうなんかなということをおね。児童何名ぐらいいらっしゃるんか、ちょっとお願いします。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 長期欠席者といいまして、年間30日以上はカウントしまして、毎月教育委員会のほうに報告を上げることになってます。現在、1月末現在で7名カウントされてます。そのうちの4名は解消されまして特別支援員についてもらったりという子もいるんですけど、3名が現在、家庭訪問とかカウンセラーとかが入って何とか相談をして支援をしようとしてるんですけども、長期の欠席中であるということです。

○1番（上坂久則君） 生徒の内訳 生徒、児童生徒入れて何名。

○教育長（宮崎義幸君） 今のところ、児童はありません。全部中学生です。

申しわけないです。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） なかなか、これ登校拒否というね。本人は登校拒否してるつもりはないのかもわかりませんよ。ただ行きたくないから行かんというだけでとかかもわかりませんしね。また、こういう時期というのは多感な時期ですから、親の考え方と自分が違ったり、あるいは先生はこんなふうに関心を持ってあげたいけれども別に聞きたくないよという、そういう子どももあればね。でもそれはそういったことの経験を積みながら大人になるわけですから。

そういうことで、どうなんでしょうね。教育長、言いにくいかも知れませんが、原因は推定できるよね。こんなんかなというね。別に決めつけてはなくても結構ですから、何かあればちょっと。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 一般的に怠けているとか、本人の心の問題とかというのが一般的にささやかれてるんですけれども、私どもは決してそうは思ってません。本当に真面目で一生懸命やろうとしている子どもが、突然何かの拍子で子どもと会うのが嫌になったとか家を出たくないとかということが起こってしまいます。そこら辺の、だからこの子にはこういう支援の仕方をすれば出てきたのにとということも幾つもあります。本当にそれぞれが千差万別で、あとは先生方のその子を見ての対応とか、やっぱりカウンセリングというんですかね。そういうようなことを頼りに足しげく子どもと会って、あるいは保護者の方もやっぱり、うちの子が学校行けないからといって何かだんだんだんだん、「ごめんなさいね。迷惑かけて済みませんね」というような、周りもだんだんだんだん暗くなってしまっているというのがありますので、学校としては、保護者の方にも会いながら、明るくみんなで元気づけてやるようにやっていきましょうねというような形で、ケース・バイ・ケースでそういうようなフェイス・トゥ・フェイスで対応をしていくというのがいいのかなと思って今取り組んでいるところです。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 私は、どんな人でも心の悩みというのはあるし、それが早く来るのか来ないのか、あるいは自分で処理できるようなタフなということもあるし、でもこれはまた時間が解決することもあるんでしょうね。ですから、我々大人もそれがあつたから決めつけしないで、「そうか、休みたいか」ぐらいでね。やっぱり明るく「早く学校行くのもいいんじゃないの？」みたいぐらいのね。

自分の恥さらしみたいですがけれども、私も小学校3年ぐらいのときに、登校拒否ではないんですけど、二月か三月行かんときがあつたんですね。今はまだいいですよ、テレビがあつたりゲーム機があつたりね。私なんかの小さいころっていうのは何もないんですから。あるのは山と海だけですからね。でも、2カ月ぐらいいたら何も親は構ってくれませんかからね。行きたくなかつたら行かんでもどうぞというんでね。それでも、やることないし、やっぱり学校行くかなって。いい意味で言や、はしかみたいなもの、時間の経過が全て解決するんじゃないかなというね。私の場合は、たまたま先生との折り合いがね。嫌いな先生だったですから。要はそういうこともあるんですよ。担任がかわったら、そこからまた勉強し直したとかね。それから相性もありますよね。そうやけど子どもは先生を選ばれんしね。ですから、そういう部分では学校の教育者とかというのはかなり

僕は難しいなと思いますね。これ参考までにね。私、別にそれをしたからいまだに悪いとか恥ずかしいなんて一つも思っていないですよ。いいお休みがとれた、ボーナスつきだったかなぐらいしか考えてませんからね。

そういう部分で、笑いながら言うのもあれですけども、学校側も本当にいろんなことがあるのは、小さい子どもやから当たり前やと。でも、やっぱりその子を信じて。時には、あんなの頑張れと言ったって何の意味もないですから、温かく一人の人間として接するのが私はいいいのかなと。大変ご苦労は多いと思いますけれども、ぜひ教育長初め学校の先生方もひとつ頑張ってほしいなということで、この登校拒否とかね。

それから、いじめなんかかっていうのはあるんだろうね。さっきも聞きましたからね。ですから、どこまでいじめかどうかというのもなかなか難しいしね。ただふざけてて。

それと、沖縄なんかテレビでありましたよね、暴力的な。蹴っ飛ばして殴りつけてね。それでも、沖縄の教育委員会ですか、あれは決していじめじゃないってね。あんなテレビ見てて、教育長、どう思います？ やっぱり僕は明らかにいじめやと思いますけど、どうなんですかね。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） もう明らかにいじめで、今はいじめ加害者が「僕はそんなつもりではないんだ」と言っている、相手方が深く傷ついて、そして学校へ行けなくなったりとか、そういうようなこともありますし、もうあれだけ暴力をやって袋だたきにしてということで、あれはもういじめではなくて暴行ですね。と思います。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで余り教育関係をやると、教育長も大変やから、お疲れになったらいけないんで。

じゃ、次の質問に行きます。

2番目の指定管理団体、いわゆる設置義務団体。名前はあえて言いませんから。そういうときのいわゆる監査って、今のこれは監査委員、行政から送ってるんですかね、送ってないんですかね。それとも、監査を送ってるとしたらどの範囲で見てるのか。

それとあと、それぞれの納付金がどういう根拠に基づいて納付金されてるのか、されてないのか。もちろん料金の改定等ありますけれども、その辺どうなんです

かね。監査は全然してないんですかね、各種団体、自治体は。どうなんですか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 建設課のほうからお答えさせていただきます。

建設課が所管する指定管理の施設として道の駅と河川公園がございますけれども、今の監査というお話の中で、まず基本協定に基づきまして、毎年度終了後にそれぞれ決められた期日までに業務の報告書というものを提出していただきまして、その確認といたしますか、監査委員さんが入るわけではないんですけれども、所管課のほうで業務の内容を確認しているという状況です。また、四半期ごとの報告ですとか、そういった形で利用者数ですとか収入等の状況を確認しているという状況です。

また、納付金につきましては今それぞれ、河川公園に関しては納付金というのは発生しないわけですが、道の駅に関しましては地域振興施設の売り上げですとか、そういった最終売り上げの中から施設管理費ですとか人件費、販売管理費等の支出部分を差し引いた残り、純利益分の一定の割合を納付するというところで、道の駅に関しましては事業計画の中で指定管理者のほうから3割を納付するというような事業提案をいただいておりますので、そういった形でやっていきたいというふうに思っておりますけれども、今現在、道の駅につきましてはまだ1年を経過しておりませんので、今後、その状況等を見きわめながら納付金等についても協議していきたいと思っております。

ただ、納付金以外で、これは全協のほうでもお話しさせていただきました備品に関しまして1種、2種、3種というような備品のすみ分けをさせていただいている中で、2種備品につきましては、使用料という形で指定管理者から使用料を徴収するというような形で、今年度末までに使用料を徴収するような形で納付を発行しているという状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 監査というのは、何かがあるから監査。必要なけりゃ、別にする必要はないわけですから。

私ももらったこれ、道の駅の指定管理とか、これは河川公園もそうですけれども、どういうふうな、ちゃんと条件をして、それに合った人だけ応募してください。それからまた委員会を、たしか松岡の河川公園のシルバーから行ったときの委員会は町長はたしか議員で出てたよね。ですから、みんな堂々とちゃんと手

続において決めるわけですから。

先ほど松岡河川公園の料金をただにせいとあってあるけど、でも町外の人が65%ぐらいはいるでしょうから、町外の人に全部ただで貸してあげて、芝生が傷んだり木が傷んだりね。じゃ、それ全部町の税金でやるんですかといったって、それは納得できないしね。ですから、特にあこは専用ですからね、マレット場だけに限って言えばね。上志比の中島公園と永平寺の場合は固定物は絶対禁止ですからね。仮にイベントをやるとか何かのときは、ホール設定があっても必ず全部引っこ抜いて更地にしてやると。だから当然永平寺もそうやね。燈籠流しするときは使えないし、前もって。中島の河川公園もそうなんですよ。ですから、私は上志比の会長やってるけれども、でも構成変更等は必ず所管の建設課のほうへ届けて、オーケーせんかったら誰もさわりませんから。だからそれを、さっき課長言うたけど、じゃ、松岡で金もろうてるんやから永平寺も上志比も金もらうかと言うたって、それは全然違うと思うんだよね。

でも僕は、課長言うように、松岡の場合は、ただ健康だけで言えば、じゃ、町民に限り年齢が70歳以上か75歳以上は別にして、そこはちゃんと申請に来てくれたら、健康であれば一番いいわけですから、その人に限っては料金をもっと安くしてあげるとかね。それでも年間に何千円やからね。1回何千円じゃないんやからね。だからそういう部分では配慮するのもまた一つの考え方かなとは思いますがね。確かに歩けば、かなり歩きますからね。そういう部分ではそういう健康増進の施策、これは、ということだね。

ほんでまた、これの河川公園とか何かというのは、ちゃんと事業報告書を決められた日に報告しなさいと、こうなってるもんね。私これ3回ぐらい全部隅々まで読んだんですわ。ですから、そういったことを報告すれば、事業計画書も出して結果どうかということも出すというふうになってますから、それをちゃんと管理しとけば、さほど大きいもんではないんかなと思いますね。

ほんでまたあともう1点、今度は健康施設の管理に関する基本協定書、これも全部読ませていただいてね。ここもちゃんと業務によって報告を受けるようになってるんですね。管理業務の実施状況というんでね。それから要求水準の達成状況とかね。その要求水準というのは何をもちょう要求水準かという指標があるんかどうかはわからんけど、その辺何かあるんですかね、課長。座ったままで結構ですから。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 要求水準というところは、ごめんなさい、私どもちょっと把握しておりませんでした。ただ、基本協定書に基づいて納付金等を設定しているということで。今、3年目を迎えているわけなんですけれども、納付金を納めなさいというふうに確かになってます。ですが、初年度赤字であったこと、そして27年度は多少黒字が出ました。ただ、マイナスの場合にどうするんかという判断もありますし、現状では3年間を見据えて28年度の状況を見て、29年度に納付金の納付について再度協議しようというお話をしておりますので、納付金の回答についてはまた後日改めて差し上げたいと思っております。

あと、指定管理団体ということで社会福祉協議会のほうにも当然にデイサービスの管理委託をお願いしております。こちらにつきましては、納付金等の指定管理料の設定はございません。利用料において管理等を賄うということで契約しております。

それから、永寿苑につきましては、指定管理料が発生しております。ただ、収益事業ではございませんので、こちらについては精算という形で年度末に精算金ということで、足りなければお支払いする、余るようであればお返ししていただくという精算の方式をとっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これの中でいうと、業務実施状況等の評価というんで、乙——ですから、これ管理しているのは甲ですね——は、毎年度終了後に業務実施状況等及び財務状況について自己評価を行い、甲に——ですから町ですね——しなければならないというふうにね。これはちゃんとうたわれてますから、これはそのとおり実施してるんですね。イエス、ノーで結構ですから。——はい。

ですから、この辺のことをちゃんと見ておけば、そうサービスレベルは下がることはないと思いますね。私も月に二、三度は行って現状がどうかというのは把握するようにはしてますけど、これはおかしいという問題点はなかったですね。ただ、私、たばこを吸うんで、冬の間は玄関にあったんやけれども、

やね。「サービス悪くなったな」ってこの間、皮肉く冗談ぽく言ってたんですけど、それぐらいですね。あとは、あそこにいるパートさんにしても本当に笑顔がいいし、横着なことは絶対言わない、見せないしね。

ただ、これ労務協定で、これは全ての施設もそうですけれども、時間給とかなんとかという労基法は必ず守ってるんでしょね。その辺のことはそれぞれの所

管はどうなんですか。そこまでチェックしてるのか、聞いているのか。労基法、例えば時間給を最低限度は守っているとか、あるいはサービス残業はさせないとかということの確認はしてるんですかね、それぞれの所管課が。もししてなければ早急に必ず守るようにということですね。だって、町が指定管理してて労基法違反があったら話にならんけど。即破棄でしょうけれども、そういうことをさせないためにも必ず守ってくださいと。そうせんと、町が違反業者に仕事をさせたみたいなものですから。ですからそれぞれの所管はね。あえてきょうは聞きませんが、改めてその辺のチェックはしてほしいなど。

それぞれの団体見ると、道の駅だけあれやね。コーワということやね。これは相手のきりりさんですかね。「利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、」ですから、町は理解してその趣旨を尊重するものということですから、どんどん頑張って利益を上げてくださいというだけのことですから。ですから、利益出ないから、売上げが上がらんから、指定管理というか、委託金か、名前は別にして、それは安易に見てもらっちゃ困るというね。

ただ、今のところ、道の駅でもあそこしかない商品開発をしたり、またあその店長頑張ってるよね。売上げが上がらんとか厳しいところというのは人の言うことは聞かんね。せっかくアユが今とれるんやから、冬の温かいそばのときにアユを入れてね。ちょうどニシンそばじゃないけれども、甘くどくやって、そばにやったらね。だって、永平寺ってそんなアユの乗ったのなんてないでしょう。食べれないもんね。福井に1社か2社ぐらいあるのかな。え？ 何？

（「さぎり屋」と呼ぶ者あり）

○1番（上坂久則君） ああ、さぎり屋さんもね。はいはいはいはい。俺知らなかったんや、さぎり屋さん。

ですから、そういう部分ではまたそれも一ついいし、それからああいうふうなアユを確保してろくじ館、6次にするときには、それを真空パックにして、今、ニシンそばなんかでも真空パックでどんどん宅配でも送ってくれるしやね。そう言ったこともぜひ稚アユのね、別に雌使わんでも雄だけでも結構ですから、何かそんなのもありかなと。ですから、これは厳しくどんどん頑張ってお金をもうけて町からの持ち出しを減らすような厳しさも大事やと思いますよ。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 先ほどのパート、アルバイト等の時間給の問題ですがけれども、当然最低賃金をクリアしておりますし、業務の中で労働保険料も支払って

おりますので、社会労務士を入れて残業の問題とかそういったことについても指定管理者のほうでしっかり対応しているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 福祉保健課からも申し上げます。

最低賃金についてはクリアしているということで、建設課同様でございます。

それから、先ほどの要求水準についてでございますが、指定管理に当たって当然仕様書というものは設定してございます。各種項目についてどういうレベルであったかというのは最終末で報告いただいているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 僕はね、特に福祉課の課長、今度、地域包括支援センター、こっちへ社協の職員持ってきて、そのときに隣に座っている職員と社協の同じ年齢でいったら、多分2割から3割は安いと思うんで、その辺のことは大丈夫なんかなというね。課長の見識から言えば、「それに見合ったものだからちゃんと渡してますよ」と言うかもわからんけどね。だから、あんなのを見ると、いかに町の職員の給料、僕は高いとは思わんけどね、ほかの団体はかなり低いなと思いますよ。ですから率先してね。

じゃ、社協のデイサービスを、前も何回も言ったけど、時間給1,200円、合併したとき、10年前に上げたんですね。あのときはたしか松岡が850円ですかね、現場作業員というような位置づけでね。でも、合併やからそれは統一せなあかんって。誰が病人を見るんや、あれだけえらい思いしてね。しかも、ヘルパーさんの場合は時間じゃないでしょう。次から次へ、事業所へ行くときに、冬だったら大変なんですよ、あれは。駐車場を確保したりね。事故になるおそれもあるしね。それから見たら、私は1,200円なんていうのは安いと思いますよ。だから、社協のあの現場にいるそういったものは上げることによって、民間の福祉施設もいや応なしに上げざるを得んと。誰かが待遇をよくせないかんわけですよ。だから何も特定の団体だけ上げてやれとか、そんな低い次元で言ってるんじゃないから、福祉全体のほうの、やっぱり労働の環境ということはイコール時間給でしょうから、そういうふうな改善もちゃんと考えてくださいよという、これはあえて回答はもらわんことにしときますわ。しっかり、多分、課長汗かくんじゃないかなというふうに、非常に大いに期待してますんでね。

最後に、来年度の予算というんでね、これは主に、これ町長の個人的思いがかなり多いと思うんですけども、次年度の予算、これは新規事業も継続も入れてね、私はこんな思いで今度の予算を組むようにそれぞれの所管のほうへお伝えし、理解し、それで案を組んだという、何かその辺のポイントがあればひとつ。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、合併特例期間が今ある中で、やっぱり修繕がおくれていた公共施設、また耐震が弱い、そういった公共施設を修繕、改修というふうなのをこの3年間にやる。大きなお金が動きますが、これにつきましては、やはり将来につなげていくための一つの予算措置になると思います。

それともう一つは、今、時代に合った、10年前には少子・高齢化とかそういった言葉がありません。10年前にはサブプライムとかそういったのがあって、常に時代が動いている。その中で、やはりケーブルテレビの移管の話の中で民間のインターネットのサービスをする。これは1億8,500万円という大きな金額なんです、財政課長が頑張っていていただいて合併特例債が利用できるという、そういったことであつたり、旧上志比小学校の体育館、こういったのもまた高齢者の皆さんが気軽に立ち寄って、また温泉に行く。これもまた時代に合ったサービスをしなければいけないというのも生まれてきてると思います。そうした時代に合った、まずサービスと、そして将来につなげるための投資。

それと、もう一つは、昨年から地方創生いろいろやってきましたが、その中で、やはりやってみてわかることもありまして、これはもうやめておこう、じゃこれはもっと伸ばそう、そういった中で、投資の部分では、参ろ一どの活用であつたり、今チャレンジしてます、とれるかどうかわかりませんが、日本遺産の認定とか、そういったことに向けて頑張っていくというので、昨年はいろいろな種を埋めましたが、今回はその芽が出てきたのを選んで、どれをこの永平寺町のための地方再生につなげていくか。もちろん今、門前まちなみはずっと継続してやっていますが、そういったことを念頭に予算を組みました。

そして予算を組んだとき、そのとき職員を呼びまして、仕事にかかっている職員はあれでしたが、予算の説明の中で職員の心がけてほしいというのが、1万円からの収入増、それと1,000円単位の削減、こういったことを念頭に予算を組んでほしいということを伝えました。これにつきましては、まず1万円、1万円というのは予算上、1,000円、1万円でもそうなんです、1万円を稼ぐつらさを知らない者が、やはり1億、10億の収入増に結びつけるのは難しい。

また1,000円削減の厳しさがわからない者が100万円、1,000万、1億の経費削減にはつながらないということで、そういった気持ちで予算編成をしてほしいというふうに決めました。

投資の部分につきましては、やはりいろいろ、なるべく町のお金を使わないように国、県の再生計画とかをしっかりとつくって、そういったふうにやっていますし、また、この流れの中でさらに地方創生を充実させていく中で、これは順次再生計画、職員もこの再生計画をつくったりするノウハウを身につけましたので、こういった形で有利なお金を利用して地方再生、国がやっている。

いずれにしましても、もう一つは、この合併特例債も地方創生も期限がある。今やらなければもう後の、あのときにやっておけばよかったなというのでは、時代の流れが早いのですので終わってしまうというもあります。国体もある中でなかなか大変な時期ですが、今やらなければ生き残れないといえますか、変わらないと思っておりますので、そういった意思で今回の予算を組ませていただきました。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 教育長、ちょっとさっきのは忘れずに、こういう奨学金制度とか困ったときにありますよというのを、中学校へ入ったときにぜひ保護者にお渡ししたいなど。そんなに悩む暇があったら相談に来いと。一生懸命勉強やって、そのほうが安心できると思いますんで、これから何があるかわからん時代ですからね。

じゃ、最後に来年度の予算についてということになりますとね、きょうは朝一番で長岡議員、株式会社の件を聞きましたけど、これはそれぞれの考え方ありますけど、経過を見ながら処置というのは、私の経験上いくと大概うまくいかないんですよ。というのは、売り上げにしろ、利益にしろ、ちゃんとどういうふうなコンセプトで会社をつくり、そこに収益性をどうするんやと。だから最初から黒字なんてことはない会社かっていっぱいあるし、事業かってあるわけですよ。それなら、2年なら2年、3年なら3年かけて、必ずそこには自分たちのものをつくり上げるというね。

一番大事なのは、私、人やと思いますよ。人。株式会社ですから、当然数値に責任負うんでしょう。だから僕はあの考え方、こう書類で見ると非常勤で報酬は与えんし、誰が社長やるんかなって。じゃ、経営責任誰がとるんですかという。まだ今の段階で決まってないんなら、決まってないでいいですよ。イエス、ノーで結構ですから。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、おっしゃるとおり法人ですから、ただ思いつきでやる、この前も資料でお示ししたとおり、3年をめどに、4年やったかな、笑来は。4年目で黒字に持っていく。ただ、それは会社として持っていくという方針も示しています。

社長につきましては、今から選んでいく、決めていくということもあります。よその市町、またほかの自治体のまちづくり会社を見てますと、期間限定で町長がつく、副町長がつくという場合もありますが、それは一つの選択肢でありまして、今からしっかりとそういった選定をしていきたいなと思います。

それともう一つ、人。これについては、今、各大学、そして福井銀行さん、金融機関、そういった方々にノウハウをいただいて、また経営の中で入っていただけないかという、そういったお話も進めさせていただいております。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これは会社ですから、本当に数値責任、それからやっぱり人なんですよね。僕はどう理解してもらおうと構わないですけど、町長、副町長はやっぱりこの責任者をやってほしくない。ちゃんとやれる人をちゃんと見つけて、責任持ってある程度の、社長ですから、権限持って自分の最大限の能力を発揮できるような組織づくりをしたほうがいいと思いますよ。だから、昔から人、金、物と言ってね。やっぱり人なんですよ。人がいなきゃどうしようもないんです。

ですから、もう一度改めて、定款もまだできていないんかもわからんし。定款を見れば、当然業務内容がわかるやけやし。それでも、単にこれっていうのはもうけるだけじゃなくて、要するに公共施設の管理とか、あるいはどうやってもっと活用策を考えてもらうとか経費の削減等も踏まえた上でそういったことをとればいいと思いますよ。そのかわり、町としたら委託管理を今までの経験数値でいって、それは事業を委託するわけですから委託料を払うのは当然じゃないですか。調査、研究は調査、研究でやってもらうと。だから、ブランドがよくできませんって言うけど、だって誰も責任をね。商品開発なんて、ほんなもん素人ができるわけがないんですよ。要するに、どういう考え方で、誰に物を売るんですかというね。

最近のどの本を見てても、やっぱり物を売っちゃだめなんですね。現物そのものをね。そこにストーリー性があって、やっぱり食べたときの満足感というその感じをどう想定するかということですから。だから組み合わせによってもいろいろ

ろできるわけですよ。だから、改めて今まで等踏まえて、今までのことが悪いんじゃないくて、違う面から見るとまた違う面が見えてきますから、ですから一度ああいうものも、組織も1回見直したらいかがなんですか。もっともっと永平寺町内に知ってる人はいっぱいいると僕は思いますよ。だから、そういう人には、高い報酬とは言わんけど、やっぱり知恵と時間をかりるんやから一定限度のものは、それは払わんとね、ただで物出せっていうのは無理ですよ。特に福井の場合は知恵とか知識は全部ただやと思ってるんやね。それは間違いなんですよ、絶対。その人はそれなりに多くの時間と自分で努力して身につけた知識、知恵ですから、そこには金額の大小は別にしても、ちゃんと払うものは払う、そしていいものをつくり上げると、そういうことで考えてほしいと思いますね。

以上をもって終わります。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。3時ちょうどから再開します。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 15番、川治孝行です。

初めにおわびを申し上げますが、この10日間、風邪に侵されまして、この年になりまして非常に声変わりをいたしました。皆さん方には、大変お聞き苦しいかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

通告に従いまして、1問目に除雪車運転者の確保について、また2問目に道の駅の現状と課題についての2問を質問させていただきます。

初めに、ことしの冬は暖冬かと思われておりましたが、1月13日から15日にかけてまして日本列島に数年に一度の強い寒気団が流れ込むとともに、1カ月後の2月11日から12日には、小浜市では過去3番目の大雪に見舞われ、観測史上2番目で、三八、五六の豪雪を超える記録的な大雪となりました。このため、交通渋滞やスリップ事故、また20隻を超える漁船の沈没など甚大な被害をこうむったわけではありますが、こうした報道をテレビで見るにつけ、私は現役時代、勝山土木で五六豪雪を担当した当時を振り返るに当たりまして、除雪に携わる関係者は民間除雪車と運転者を確保するために昼夜を問わず努力したことと思いま

す。また、そうした忙しい中においても町民からの除雪に関する苦情や要請にも苦慮したものと推察いたしますとともに、敬意を表したいと思います。

近年の暖冬傾向で忘れがちですが、永平寺町は豪雪地帯に指定されている雪国です。降雪地域での道路の除排雪は、住民の生活に深刻な影響を及ぼします。この冬の豪雪に見舞われた鳥取や小浜の教訓からも、除雪に対する備えは必要かと思えます。

町長は、昨年12月の第8回定例会の提案説明の中で、町職員、町内の委託業者を対象に除雪会議を開催したとありましたが、今冬の町内の除雪状況と豪雪に見舞われた鳥取や小浜の教訓から来冬に備えましての町内の除雪について伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、除雪方針の中で積雪量が10センチ以上に達した場合、また達すると見込まれる場合に除雪を行うとしておりますが、積雪量の確認や積雪の見込みはどのように予測するのか伺います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 建設課からお答えさせていただきます。

2人1組の3班体制で午前2時ごろにパトロールを実施しまして、町内各地区ごとに4カ所から5カ所の積雪の測定をするポイントがございますけれども、そういったポイントで積雪量をはかりながら、車道部の場合には積雪量が10センチ以上あれば全ての委託業者に出動を連絡するということです。基準に満たない場合でも、その後の気象状況とか気象予報を小まめに確認しまして、明け方近くまでパトロールを行いながら実施をしているという状況でございます。

また、朝方に降雪があるような場合につきましては、パトロールにより、特に朝方ですと通勤時間帯と重なる場合もございますので、そういった場合には状況を見ながら日中の除雪を行うということでございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 道路沿いの木や竹が道路上に倒壊しているとき、また路上駐車は万一損傷しても責任を負わないというふうにあります。この冬の除雪で事故がなかったのか。また、あったとしたら、この冬の事故にどのように対応したのか伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 木とか竹、道路の路上駐車等で除雪作業が困難な場合には、一旦その区間を除外して除雪作業を継続するようにしております。路上駐車

の場合には、再度、駐車車両の移動を確認できた時点で作業を行うというふうにしております。また、木や竹の倒木につきましては、所有者の方に連絡をして協議しまして、基本的には所有者のほうで処分していただくというような形で依頼をしておりますけれども、所有者の方が町外の方ですとか、状況に応じて町の職員が出向いて対応しているというような状況でございます。

また、万が一、路上駐車車両と除雪車が接触事故を起こしたような場合には、オペレーターはパトロール班に速やかに連絡をしまして、警察による事故処理を行うということで、ことしの冬につきましては、そういった事故は発生してはおりません。除雪作業のときに事故が起こった場合には、付近を除雪する業者と連絡をしまして応援をお願いしているという状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 近年、除雪業者の確保が困難と言われておりますが、この冬の永平寺町内の現状について伺いたと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） ことしの除雪体制ですけれども、委託業者31社で、うち個人契約が2名いらっしゃいます。除雪機械は、委託車両が18台、貸与車両が32台で合計50台で除雪体制を組んでおります。契約オペレーターの数としましては、合計で60名おまして、年代別には50歳以上が全体の6割を占めているというふうな状況です。除雪延長は総数137.5キロ、消雪延長が約26キロございます。

以上のような形での体制を整えているということでございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） ただいまもオペレーターが50歳以上の方が6割という回答がありましたが、除雪車を保有する建設業界におきましては、機械のオペレーターがいわゆる50歳以上の方で高齢化に直面しているということから、除雪体制が悪いとか、また除雪車が来るのが遅いとか言われる場合があります。

永平寺町の現状においては今どのような状態か。また、除雪後の確認パトロールを行ったのか否かについて伺いたと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 高齢化によりまして作業効率が低下するというのは一般的ではあると思いますがけれども、逆に豊富な経験と技術力を生かした除雪作業に

努めていただいている、そういうお願いをしているという現状でございます。

除雪作業の広範囲な区域につきましては、作業開始の時間を入れかえたりとかというふうな形で対応しているという状況でございます。また、除雪状況につきましてはパトロール等で随時作業状況を把握するように努めておりまして、除雪完了後も物損とか路線漏れがないかというようなことでパトロールを実施しながら確認している状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、豪雪の年と、そして雪の少ない年での稼働差が激しいかと思いますが、平たん部の除雪におきましては極端な地域差が生じるかと思えます。こうしたことから、平たん部の除雪においては、担い手の確保に向けて地域バランスを考慮した待機料の設定も必要かと思えますが、待機料の是非について伺いたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 現在、町のほうでは待機料は導入しておりません。確かに平たん部と山間部とかいろいろ除雪 はあると思えますけれども、町のほうでは今、待機料は導入していない。現状このままの体制を継続したいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 除雪業者は、機械を保有するための経営リスクが大きいために、近年、除雪機械を手放す業者が多くなっているかと思えます。また、除雪においては、県からの除雪委託もあり重複することから、除雪機械の確保に苦勞しているかと思えますが、永平寺町内のこの冬の現状について伺いたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 除雪機械の確保についてでございますが、今年度より永平寺町道路除排雪機械整備費補助事業というものを実施させていただいております。購入後10年間の除雪作業の実施を条件につけさせていただいて、1台当たり300万円を上限に対象経費の3分の1を補助するというところで体制の確立を図っているところでございます。今年度は2台の除雪機械購入に対して補助を行っております。新年度予算においても2台分の計上をさせていただいております。

今後こういった制度を継続しながら除雪機械の充実を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 除雪の委託料は稼働時間に応じた支払いであるかと思いますが、降積雪の状況によりまして大きく左右される不安定な側面も有しております。暖冬とか、あるいは雪の少ないときの稼働時間が少ないときにも除雪機械の維持管理費、いわゆる保険とか減価償却費、整備費、機械附属品、そして消耗品や車検代が大きな負担となりますが、これらについてのこの冬の措置対応について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 委託除雪機械につきましては、車検整備費、保険等の維持管理経費を、除雪機械の規格ごとに県の公表単価がございますので、それを基準に最低保証料という形で算定しておりまして、最低保証料を町のほうから支払うということで、できるだけ委託業者の負担の軽減に努めているという現状でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、除雪は以前は随意契約であったかと思いますが、除雪の委託契約も昨今の公共事業の削減から一般入札を導入しているかと思いません。

当町でも初回入札で落札しないことから随意契約に切りかえたことがあるのか否かについて伺いますとともに、一般入札を終えて不調があるとしたら原因は何かについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 入札により業者が変更したりとか担当路線が変更になることによって、集積場の引き継ぎ漏れとか苦情や事故の原因になる可能性がございます。そういったことから、委託業者につきましては毎年大きな路線変更はせずに随意契約による契約としているというのが現状でございます。

したがいまして、入札しておりませんので、不調の実績というのはございません。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 道路除雪は民間委託としているかと思いますが、オペレーター不足や高齢化、また機械維持費等の増加を考慮したとき除雪体制の確保が必要と思いますが、今ほど随意契約と言われましたのでこれでいいかと思いますが、複数年の契約をもって除雪体制を構築することも一考かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 契約につきましてですけれども、毎年8月ごろに委託業者に前年度と同等の契約が可能かどうか、除雪機械の状況とかオペレーターの増員の有無などについて調査を実施しております。また、除雪路線の増減や除雪作業の単価の変更等にも柔軟に対応できる、性質的には単年度契約が妥当ではないかというふうに考えております。

当面、現状の契約方法を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 公共事業の削減から若い人材を雇用することが困難な企業が多いかと思います。私の近所に住む定年を過ぎた方のお話ですが、若いオペレーターが雇用できないことから定年後も再雇用され、昼は土木工事に、夜は朝の3時ごろから除雪に従事し、睡眠時間が少ないことから疲れ果てているというふうに聞きました。

このまま高齢化が進んだとき、数年先には除雪作業に支障が出てくるとは思います。今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 土木業者の方だけに限らず、大型特殊免許を有している人材がいらっしゃれば積極的に個人契約も視野に入れて除雪体制を維持していただくと、今後もそういった形で維持していきたいというのが現状でございます。

また、その一業者によっては、一つの業者で複数のオペレーターがいらっしゃるといような業者さんもいらっしゃいますので、そういった業者さんには協力を依頼しながら、先ほどの除雪車の購入の補助も活用していただきながらオペレーターを確保していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 近年の暖冬傾向から除雪機械の運転時間数が少ないことか

ら、運転操作の低下、また熟練オペレーターの退職に伴いまして後継者である若手オペレーターの養成が必要になるかと思いますが、今後の若手オペレーターの育成について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今現在は、県が窓口になりまして、年2回、一般社団法人日本建設機械施工協会関西支部が主催で除雪機械運転者講習会を開催しております。町内の除雪委託業者の皆様にもそういったご案内を周知している状況でございます。講習会の内容としましては、除雪前の機械の点検とか安全措置の対策、実技を踏まえた実践的な講習会等を行っております。

町は、県と連携しましてこういった研修会とか講習会の情報を委託業者の方にお知らせしながら、積極的に参加するよう働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 降雪に備えての平常時待機と豪雪に備えた異常時の待機班の編成はしているのかどうか。また、豪雪時における除雪路線の優先順位についても決められているのかについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 積雪量が10センチ以上の場合、先ほど言いました平常態勢で行っております。当番職員によるパトロール及び出動連絡の対応をしているという状況です。

積雪量が70センチ以上に達するという場合には、警戒態勢に移行するか検討しながら、そこからさらに一昼夜の降雪量が50センチを超える予想がされた場合または積雪量が90センチ以上に達するという場合には、町長を本部長として雪害対策室を開設するというような取り決めになっております。幹線道路を優先的に除雪しまして交通機能が麻痺しないように努めていくというような形で優先順位を定めているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 県道、町道の交差点の除雪及び公共施設いわゆる公民館等の近隣の歩道除雪や、押しボタン式信号の支柱までの周囲の除雪の要請があるかと思いますが、この点についての実施をしているのかどうかについて伺いたいと

思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 基本的に町の除雪につきましては町道除雪を優先に行っているということでございまして、公共施設等の除雪につきましては道路除雪後の対応ということで現在対応している状況です。また、押しボタン式信号の支柱とかにつきましては、そういった支柱のぎりぎりまで除雪を行うというのは接触事故とか物損の原因にもなりますので、必要最小限のところまで除雪を行っているというような現状でございまして。

また、押しボタン式信号のところには緑のスコップというような形で、県の主要な幹線道路についてはボランティアで除雪していただくというような対応で設置されているという状況でございまして。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） ことしの冬は全国的に火災が多い年でありましたが、降雪時の機械除雪によりまして、路肩に設置してある消火栓は埋設された状態になっております。

消火栓の除排雪についての除雪基準があるのか、またないのか、または地域の消防隊に任せているのかについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 消防は機械がございませぬので、除雪につきましては、水利につきましては人海戦術で行っております。消火栓における除排雪の基準につきましては、消防本部の警防規定の第22条に基づきまして異常気象時等の警備体制で定めており、平野部で10センチ以上の降雪がある場合、道路状況の把握と降雪量を考慮しながら、必要に応じまして消防水利の除雪を行っております。また、さらなる降雪が予想される場合につきましては、職団員に要請をし、除雪体制の強化を図っているところでございまして。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 町内の公共施設は、多くの町民が常時出入りし利用しておりますが、公共施設前の駐車場の除雪、また降雪のときなどの排雪について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 先ほども申しましたけれども、繰り返しになりますけれ

ども、町としましては、町道の除雪を最優先にしまして、町の公共施設等の除排雪というのはその後の対応ということで、施設を所管する担当課のほうで除雪を行っていただいたりとかというようなことで対応しているという状況でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） これで1問目の質問を終わります。

次の2問目でございますが、道の駅の現状と課題について伺いたいと思います。

道の駅のコンセプトいわゆる概念は、道の駅は24時間利用できる休息機能と情報提供の場でもあります。また、情報発信機能を備えた活力ある地域づくりと地域連携機能を備えてもおりますが、利用者と地域の人々が触れ合う個性豊かにぎわいの場を創出する場でもあります。道の駅は単なる休息施設ではなく、地域の人々が集まる地域連携機能が働く場であるかと思えます。

こうしたことから、行政と道の駅とが一体となって活動を推進することが必要かと思えますので、今後の道しるべと道の駅の現状と課題について伺いたいと思います。

初めに、収穫時期や催事に合わせたイベントを開催し地元特産品や文化をPRをしていると思いますが、春夏秋冬いわゆる1年を通してどのようなイベントを開催しているのか、また同時に観光情報をどのように行っているのかについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） まず、イベントについてでございますが、昨年の3月19日にオープンをいたしまして、19日から21日までの3日間、オープン記念イベントを行いまして、夏は7月9日、10日に、これはピクニックコーンの収穫に合わせたピクニックコーン収穫祭、また同じ7月16、17日には鮎まつりを隣接する地区と共同で実施しております。8月7日には、ふるさと元気産直市ということで、国体ダンスのステージを発表しながら道の駅カレーの振る舞いを行ったということで、道の駅カレーにつきましては駅長こだわりのカレーということで、最近発売の「福楽」という雑誌にも紹介されているというようなことでございます。また、永平寺町産コシヒカリ収穫祭を10月1日、2日に行いまして、町内産の新米を販売しております。

冬は、Xmasイベントとしまして12月24、25の両日に行いまして、新春初売りということで、翌年が明けて1月7日、8日にイベントを行っておりま

す。そのときに特製のスイーツのプレゼントとかドリンクの振る舞い等を行っております。

また、今月の18、19、20の3日間につきましては、1周年記念の大感謝祭ということでイベントを計画しているところでございます。特産品販売コーナーでは新鮮野菜の100円の均一販売ですとか、飲食コーナーでは人気メニューを日が変わりで大特価で提供する予定をしております。また、今月のイベントにつきましては、「選べる ふるまい」ということで4種類の中から好きなものを選んでいただくというようなコーナーも設けておるところでございます。

また、観光情報につきましては、情報展示コーナーにおきまして観光PRの画像をモニターから常時放送していると。情報発信コーナーにつきましては、一応営業時間外はシャッターを閉めて立ち入りはできないような形になっておりますが、駐車場側にもモニターがありまして、そこは24時間ずっと情報を流しているということで、観光情報の提供に努めているところでございます。また、室内にはポスターとかパンフレットを常設しまして、近隣市町の観光パンフレットもあわせて情報発信に努めているという状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 実はこの前、産業建設常任委員会で研修を行いました。研修先の道の駅の特産物の特売場では、冬期間の野菜不足に伴いまして、漬物や海産物の干し物と県内の銘菓——いわゆるお菓子ですね——などの長期間の保存が可能な食品を多く取り扱いまして売り上げを上げているとのことでした。

当町の道の駅の冬期間の対応について少しばかり伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今議員さんがおっしゃったように、道の駅につきましては、冬期間の品ぞろえと申しますか、そういったものは、我々も道の駅を計画する時点でいろんな県内の道の駅を訪ねて歩いたときもそういったお話がございました。本町の道の駅につきましては、冬期間も豊富な品ぞろえをするというようなことで、売り上げを確保していくために野菜とか果物等を市場から仕入れて対応しているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 永平寺町における道の駅の来場者は、開業から10カ月で42万人の来客がありました。しかしながら、中部縦貫道路が29年の夏には大野インターから福井北インターまでの間が無料で全線開通をいたします。今まで国道416号を利用していた車は高速道路を利用し、勝山、大野に直行することになるかと思えます。

こうしたことから、道の駅前の国道416号の通行量は減少すると危惧しておりますが、今後の対応について伺いたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 通行量減少に対する対応ということで、中部縦貫道路の本線の上下線に今現在、3カ所ずつ道の駅の案内標識を国のほうで設置していただいております。中部縦貫自動車道は、ご存じのように無料区間でございますので、上志比インターから最も近い道の駅、休憩所ということで、県外からの利用者の方にスムーズに案内するというところで利用者の増加が期待できるかなというふうに考えております。

また、国道416号の利用者の方には結構固定客の方も多くて、さらに地元に着した道の駅の充実を図りながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今の質問に絡んで、大野市、勝山市においても道の駅が新設されると聞いておりますが、近隣の道の駅との連携を密にして毎月イベントなどを行って共存共栄を図る中で観光誘客を目指すことが大事かと思えますが、この近隣の道の駅との連携協定について伺いたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 道の駅の連携ということでございますが、県内の15の道の駅の駅長で構成しますふくい道駅会というのが昨年発足しております。昨年、その道駅会のほうで、12月11日ですけれども、ハピリンで連携イベントを開催しております。また、県内の道の駅の情報を1冊にまとめたガイドブックの作成、配布ですとかスタンプラリーの実施、道の駅の道の駅カード、これは道の駅「禅の里」のオープンに合わせて昨年道の駅カードを全国に先駆けてつくっておりますけれども、こういったことで県内の道の駅が連携して交流を図ることによ

って道の駅の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

当然、今後、大野市さん、勝山市さんで道の駅が完成すれば、ふくい道駅会ですとか道の駅連絡協議会等に参加していただいて、そういった協議会等を通じまして連携イベント等を開催して交流を積極的に行いながらお互いに相乗効果を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 観光面から申し上げますと、平成28年度、今年度から平成32年度にかけて、周遊・滞在型観光推進事業という一つの枠組みとしまして大野市と勝山市と永平寺町の3市町で奥越エリアの観光を推進していくこととしております。今年度は、まずこの枠組みにおきまして観光客にアンケート調査などを行い、次年度以降の取り組みについて協議を重ねているところでございます。

その中で、今ほどの道の駅についても連携をとることとしておりまして、永平寺大野道路の開通と大野市、勝山市が現在計画している道の駅が建設された時点、平成32年と承っておるんですけれども、それまでに具体的な協議をしていくということでございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 道の駅はその土地の特産品が魅力かと思えます。これは地元産品や施設の集積でいろいろと楽しめる効果があるからと思えます。

こうしたことから、地元重視の道の駅のほうが全国では収益が多いと言われておりますが、当駅ではどのような対応をしているのかを伺います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 道の駅「禅の里」では、地元の農産品とか加工品等を優先的に仕入れまして新鮮な商品を提供しているところでございます。

特産品につきましては、付加価値をつけた新商品の開発も積極的に行っていたりまして、ご存じのように、今年度はピクニックコーン大福とかスイートポテト大福、ニンキーせんべい、禅の里定食ということで、禅の里定食につきましては全て地元食材を使用した定食ということで、地元食材を中心にした商品の提供を行っているところでございます。

また、指定管理者との打ち合わせ協議の中で、29年度は品質の安定した黒ニンニクの商品の開発を目指しているということで、最近、特に黒ニンニクが商品としてよく売れているということでございますけれども、商品の安定化といいま

すか、品質を安定するというようなことを目標に商品開発を行っていききたいというふうにお聞きしているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 平日及びオフシーズンを考えたときに地元食材は重要なことから地元の支持が不可欠であるかと思いますが、この地元に対しての対応についていかな対応をしているのか伺います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 地元の支持ということで、地元の農産物とか、先ほど言いました加工品等につきましては、出荷者協議会というのを設立しまして、生産者との連携を密にしながら新鮮で安全、安心な商品を提供しているということでございます。

出荷者協議会の会員数も100を超えているということで、去年はきりりさんによる出荷者協議会の研修会を実施しまして、県外の他の道の駅の出荷者様と交流を行いながら、参加された出荷者の皆さんにつきましてはさらなる生産意欲の向上につながったというようなことを研修の報告として聞いているということで、今後も地元の皆さんのご協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 道の駅は地域の商店を圧迫するとこの議会でも一部批判がありました。道の駅側が地元商品の店舗案内やオリジナル商品の共同開発を進めるなど、地域全体の振興を図ることも大事であるかと思えます。

地元商店との連携について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 地域振興施設に関連します食材ですとか飲食コーナー等の食材等につきましては、町内の商店を優先的に購入している、仕入れているという状況です。また、地酒とか加工品、お土産品等につきましても町内の商店から仕入れているということで、今年度はふるさと元気産直市等で地元のメイトさんとのコラボでの開催を行ったりとかということで地元商店との連携に努めているところでございます。

今後もそういった形で地元商店との連携はより充実していくように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 最後になりますが、道の駅の施設は行政が計画し、設計は設計、開発は開発、また運営は運営という形式をとっているかと思いますが、実際に運営する側からは不便はないかとの質問を行いましたところ、研修先の駅長からは不便が多いとのことでありました。例えば、売り場が2カ所に区分されていることから、レジ職員の意思統一が難しいなどコミュニケーションが図りにくいなどがありまして、大変苦慮しているということでございました。

当町では、駅長から施設の不便性について改善申請が今まであったのか否かについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 指定管理者さんとの協議の中では、駐車場とか飲食・特産物販売所の拡張ということとか倉庫の増設、夜間の作業棟の新設等の要望がございました。夜間の作業棟につきましては、県のほうで設置に向けて今準備をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 道の駅が抱えている課題は多いかと思います。道の駅だけでは解決できない問題に対しまして道の駅と自治体が協力し合い改善を図ることが重要と思いますが、今後どのように対応しているのか伺います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 定期的に指定管理者さんと協議を行いながら、改善できるものについては実施しているという現状でございます。

今後も引き続き協議をしながら改善に努めていきたいと思っておりますし、また県の施設に関する案件につきましては、県に要望しながら積極的に現在も対応していただいておりますし、今後もそういった案件がございましたら県に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 最後になりますが、研修先の道の駅では、土地造成から建設までは建設課または農林課が携わっておりましたが、営業においては実際には観光課との連携が必要なことから、道の駅としては窓口が2カ所となったと聞いております。しかしながら、おのおのの部署担当者は責任を回避する傾向が見られたと回答がありました。

当町におきましても、観光誘客・誘致、ブランド商品のPR、また情報発信の点から見たとき、建設課から商工観光課に移管する時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 道の駅「禅の里」につきましては、オープンしてからまだ今月の18日で1年と非常に日が浅く、県有施設につきましても、県土木との調整協議というのも今後予想されるわけでございます。

そういったことから、しばらくは建設課を窓口としまして、中部縦貫道の全線開通後の状況などを踏まえまして今後協議していきたいと思いますが、今現在、観光なり農産物等、関連する課と連携を密にしているということでございますので、当面は建設課を窓口としたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） ありがとうございます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 次に、4番、朝井君の質問を許します。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 4番、朝井征一郎でございます。

通告してあります3問についてご質問をさせていただきます。

まず1点目に、先般も質問させていただきましたが、上志比支所の耐震工事及び新築工事についてお伺いをいたします。

地域の住民の皆さんから、3階を解体して2階に児童館など、それからサンサンホールの図書館を支所に移動して1階に支所機能兼務と図書館のスペースを、また防災備蓄福祉避難所を整備して、そして商工会支所の建物を公民館、老人センターにしてはどうかという意見がたくさんありました。

今、国は地方人口増加につながるいろんな施策を打ち出ている中、町民の安全、安心につながる施設改善、雇用創設や子育て支援を着実に進め、活力あるまちづくりに努力していただきたい。

さきの一般質問の中で図書館についていろいろお伺いいたしましたが、子どもの利用状況を検討するとのことでしたが、図書館の入場者数は、平日は30名から40名ぐらいで、土日で60名ぐらい、夜間は15名ぐらいであるとお聞きしております。保護者の方にお話をお聞きしましたが、学校の先生から、先ほど意

見があったことの中で、図書館に行くのは保護者の方の送り迎えでなくてはならない、友達と行くのはだめ、そして児童館から図書館に行くのもだめ、保護者の方が図書館に連れていっています。そして、なぜだめなのか児童館で聞きますと、事故があったら困る、保険金が掛けられないからというお答えでございました。

そこで、図書館はどういうところなのか。これでは全く図書館の意味がなされていないのではないか。図書館は子どもから町民全てが利用される場所ではないか。町民の皆さんが喜んでいただける場所、利用される施設が望ましいと考えられます。いかがでしょうか。一度お聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 児童館、児童クラブのほうから図書館へ行く際の件についてのご質問でございますが、児童クラブにつきましては、児童クラブで子どもを預かった後は、その後、子どもがその児童クラブを出るという場合には一応外出という見方をしております。一旦子どもを預かった場合には保護者に引き渡すということが原則となっており、子どもたちだけで外出をするということについては、事故の面とかいろんな安全面を考えて不適切というふうに考えております。そのところをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今、各小学校のほうへちょっと確認をしていました。そうしましたところ、小学校では、安全性を考慮して見守り隊の方々の協力を得て登下校というんか、そういったことをしております。

上志比小学校に確認しましたところ、町立の図書館、上志比館へ行く場合、保護者同伴でなければいけないというふうな指示はしていないということです。ただ、外出する場合には行く先と、暗くなる前に必ず帰宅するようにと、そういったことを確認させているというふうなことを学校のほうからお聞きしました。

また、サンサンホールを初めほかの施設にも防犯カメラを設置してあります。サンサンホールにつきましてはカメラを設置してありまして、そのモニター、それを今まではサンサンホールの1階の事務所に映像というんかね、あったわけなんですけれども、いろんなこともあった関係もありまして、図書館のほうで常時職員を配置して監視というか、見れるということで、そのモニターを2階の図書館の事務所、事務室のほうへ移設しました。これは既に完了しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今、課長のほうから防犯のカメラの設置についてお答えいただきましたが、現場に行ってみますとカメラは確かにあります。ただ、職員がその前にずっと座っているわけじゃございません。あっち行ったりこっち行ったりしてるから見られない。それから不審者の方が上がってくるまでわからないと、だから怖いということをおっしゃってありました。

そして、お年寄りの方でも図書館に行くのにあの階段は無理だと思います。誰が見ても無理だと思います。それで、先般の質問においてお伺いしたところ、子どもがあの手すりで遊ぶんですね。だから下のところで遊びにくる子どもがおるから父兄が同伴でなければあかんという学校の先生の言い分でした。それは間違いないです。言っていないということはない。言ってます。保護者の方が言ってるんですから。ただ僕がつくって言ってるんじゃないですよ。だからそういうことを考えていただきたいということをおっしゃっているわけです。

図書館は、地域住民に本の魅力を伝えるところで、まちづくりや地域振興を目的とした事業を多くの人に知ってもらうことでその役割を果たすのではないかと思います。上志比支所は上志比地区の中央の一等地ですので、支所機能兼務と図書館を移転し、ここに公共施設があり、いろんな施設を集めてはどうかかと思えます。人が集まるところに明るいまちが生まれてくるのではないのでしょうか。

本町では、人口減少対策として宅地造成、企業誘致などを考えて頑張っておられますが、明るいまち、笑顔のあるまち、住みたいまち、そして若者が集まるまちにしてこそ人が集まってくるのではないかと。人の来ないまちには繁栄はないと考えております。

町としてはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今ほどおっしゃられたことも含めて、今現在の志比図書館、また上志比文化会館、サンサンホール周辺、これは今までの合併前からの整備も含めて、幼稚園、また小学校、中学校、またやすらぎの郷、また今現在、児童館とか児童クラブ、子育てセンター、そういった形で上志比地区の文教施設のほとんどがここに集約して、また整備されている現状であるかと思います。このように集約して整備、また管理運営していく中で、皆さんのそういった利用効率も上がり、なおかつ管理運営と申しますか、そういったことが、今現在を見ますとうまくなされているというふうに感じています。

ただ、今議員さんおっしゃってきたとおり、今現在のの上志比支所がありますその付近、その件も含めてですけれども、町の教育委員会としましては、商工会の旧上志比支所を無償譲渡の申請を受けておりまして、4月1日で正式に町と契約を結ぶ計画です。また、地権者の方にもその旨、事前にお伺いしまして了解もとってます。また、今度、予算審議をお願いする中でこの商工会の建物を上志比公民館として有効利用しようということで、中の改装、改修、必要最低限となりますけど、その計画費を入れており、なおかつそれで必要な額をまた後日工事費という形で要求させていただきたいと思います。

その施設の改修内容ですけれども、やはり今までお聞きしてますような身近なというか、誰でもが立ち寄れたり、また子どもたちも自由に使えるような、そういった施設というのをやっぱり目指したいと思いますんで、そういった意味での、例えば、図書館ではないですけど、図書コーナーとか、また座って憩える場、居場所となれる場、これは子どもだけに限らずお年寄りの方も皆さん誰でもが使える、そういった施設を目指して改修していきたいなというふうに考えています。

なお、支所の改修計画もありますので、その改修計画とリンクというか、計画的にそういったことも対応していきたいと思います。

今はそのような形で計画をしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） では、今考えておられます耐震工事または新築工事はどうであれ、図書館をぜひとも支所に併設していただきたい。もう一度ご検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今年の夏休みの期間ですが、プールに行くときも、これ保護者が送り迎えをしなければならない。この件について、保護者としては本当に大変苦勞をされているそうです。なぜ登下校と同じように集団でプールに行けないのか。

私は松岡で見えますと、松岡の子どもさんは5人か6人でプールへ行かれています。なぜ上志比のプールだけが父兄が送り迎えしなければならないのか。そして今後、これから夏休みはどうやっていかれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 基本的に、プールは学校開放事業の一つとして開いていますので、家にいる場合には子どもたちだけで行って、そして時間になったら安全に気をつけて帰るとというのが基本で、どこの地区でもそうです。

ただ、上志比地区におきましては、どこの地区でも同じなんですけれども、放課後児童クラブ、夏休み中もそこに入ってる子どもがたくさんいるんです。その子たちがプールへ行く場合については、先ほど子育て支援課長が言いましたように、預かっている間に出ていくということは問題がありますので、そういう子どもがプールに行きたいときには保護者が連れていかないといけないんです。そういうところを多分おっしゃってるんだと思うんです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） ただいま教育長が答弁したとおりでございますが、子育て支援課としまして、児童クラブの中での位置づけとしましては、夏期中のプールの活動、これは児童の希望により行くという位置づけになっておりますので、あくまでも児童クラブの活動ではないので、プールへ行く場合には外出という扱いをしています。先ほど申し上げましたとおり、外出をする場合においては、やはりこれは保護者に引き渡すということを原則としています。そうしないと、子どもが勝手に出て行って勝手に帰るということは、安全面で非常に不適切になります。

また、意見の中には、指導員が引率してはどうかというふうな意見もありました。ありましたが、そうしますと、指導員が分かれてしまうとなりますと、児童クラブに残っている子どももいるわけなんです。そうした子どもたちの安全確保、また疾病時の対応等々、やっぱり支障を来すということもございます。したがって、プール遊びについては適切な遊びの場を提供するということと、安全に子どもを預かるということの観点から、今後とも保護者の方に、大変ご苦労だと思いますが、ご協力を賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

先般も質問させていただきましたが、図書館に行くにも街灯の明かりがないんですわ。今あるのはバイオマスボイラーのあの一角に1つあるだけなんです。だから、社会福祉協議会のあのデイサービスからずっと行く道中に街灯がついてない。今は日が長くなりましたので6時までには結構明るいんですけど、全然ついてない。だからバイオマスボイラーのほうに街灯がついてます。大きいのがね。小さくないです。それが、防犯カメラついてます、ついてますとおっしゃいます

けれども、あれが死角に入っちゃうんですね。だから図書館の事務の女の子でも映りが悪いと、ただ黙って不審者が2階まで上がってくるまでわからないという現状なんですね。

それでは、やはり防犯面についてもう少しお考えをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 現状を見ますと、今議員おっしゃられたとおり、やすらぎの郷の角から道路、町道になってますけど、通ってサンサンホールのほうに向かって、街灯というか人希の里公園の照明灯が、何メートル置きですかね、30メートル置きぐらいに立っております。実際、イベントとかそういったときにはつけますけど、常時ついていないような状況です。また電気系統も違ってきます。

これは、先般ちょっと調査もしたんですけれども、よく町道に集落なり町が防犯灯ということでLEDの小さいのがタイマーでつくような形があるかと思うんですけれども、今人希の里にある照明灯ちょっと年数がたってるもので、同等品がないというようなことも含めて、今風の、道路でいう防犯灯、そういったことも間隔を置いて設置して、暗くなったときに何時から何時というふうな形のものも検討を進めていきたいなと思っております。

また、建物の正面のほうにある照明なり、外にある、あれはどう言えばいいんですかね、街灯ですね。これにつきましては夜になるとつくようになっておるんですけれども、角度的には若干死角になるというか暗がりになるところもあるかと思いますが、一応必要最低限のことについては今設置しているような状況でございます。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） これにつきましては、施設、また道、いろいろな区がありまして、今聞いてて縦割りの弊害やなと思いました。しっかりと上志比支所、生涯学習課、総務課で現地を視察させていただきまして、協議させていただきまして対応させていただきたいなと思っております。

また、ほかの施設、町も今、例えば建設課、所管は県道、町道、国道、これは年に2回パトロールさせていただきまして、明るいまちに努めさせていただいております。消えてましたら、この道ですと区長さんに伝える、また区の皆さんが消えてたら役場に伝えていただくという、そういった相乗効果でやっておりますので、

最初は2台で行きますけれども、場所に応じて先行して小さいのが前へ行くといった臨機応変に一応対応してございます。消防水利の場所につきましても、火災の入電時で出火建物がわかれば、その時点で司令室より水利部所を指定しますので、そういう臨機応変という形で対応させていただいております。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今ほど、消防車が入れないところに関してはそういうような状況でやられているとお聞きしましたが、今現在、永平寺町の消防署で小型ポンプは何台か、可搬式ポンプは何台あるのかお聞きします。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） まず、消防のほうが所有してございます小型動力ポンプ、でございますけれども、これは3台でございます。また、消防団におきましては可搬の動力ポンプを積載車に積んでございますけれども、これは機能別消防団を含めまして11台保有をしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

糸魚川の大火では一人の死者も出なかったのは、昔から住んでいる人同士で日ごろの付き合いの深い住民が隣近所に声をかけて逃げおくれを出さなかったからだと思います。糸魚川のように近所同士で避難を呼びかけ合って逃げることから、住民に防災の意識をつけることが大切かと思われまます。

そこで、突然死を減らすためのAED（自動体外式除細動器）が使われた場合、使われなかった場合と比べて約2倍救助率が高くなると言われております。心肺停止の人を目撃した人がいかに素早くAEDを使えるか使えないかでこの数字が変わってくると思われまますが、このAED、具体的な取り組みをどのように町は広報されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 通告にちょっと入ってませんでしたけれども、奥野議員のほうで質問がございませので、それに準じて回答させていただきます。

AEDの設置につきましては、公共施設、42施設でしたかね、また消防本部に貸出用とございまして、これは町のホームページのほうでも掲載をしております。

それからあと、今、使用した場合と使用してない場合のケースで申しましたけ

れども、これは、例えば人がけいれんして倒れますと心臓に、心室細動と申しましてけいれんが起きます。そのけいれんが起きている状態でAEDをつけますと機械が反応します。ここでこの機械をぼんと押すことによって心臓が停止します。そこからそれで呼び戻してくるのを期待する。それからその間に胸骨圧迫マッサージをやる。その繰り返しといいますか、戻ってくればそれでいいですけど、戻らなかったらまたやって、もう1回AEDを張るとか。そういう機械です、AEDというのは。

町民の皆様もちょっと勘違いしているところがあると思いますけれども、倒れて心臓がとまったらAEDをつければやれるというもの、それはちょっと考え方が違います。あくまでも心臓がけいれん、心室細動と申しましてけいれんが起きている状態。これですね。例えば波形がありますと、心臓が停止しますとピーですけども、これぶれてます。ぴゅーっと、こう。この場合にAEDを装着すると心臓がけいれんを起こします、ぶるぶると。そこでパッドをつけますと機械が反応して「離れてください」と出ます。そこでぼんと押すと心臓が1回とまります。それから自分で起こす、力を出すということです。そこで胸骨を圧迫してやる。それで、また奥野議員の質問でも答えますけれども、あくまでも胸骨マッサージ、心臓マッサージ、これが本当に重要になってきます。ほんでAEDは、これ倍に上がったというのは、そのAEDを使う、けいれんが起きた状態で張って、それをやった状態で何もしてなかったときよりかはその倍の効率があったということです。ですので、ちょっと皆さん勘違い、勘違いという言い方はあれですけども、そういう意味でございますので、理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今言いましたAEDも大事ですけど、この蘇生も大事。今、救命講習というのを、今ちょっと数字がないんであれですが、本当に多くの町民が受けていただいておりますし、防災士の資格を取るにもこの救命講習を受講してないと受けられないという中で、防災士270人ぐらいいますので、受けていただいております。

また、今、防災講座、防犯講座を行かせていただいている中で、時間があればお話の後に消防から職員に来ていただきまして救命講習をしたり、そういった地域を挙げての取り組みもふえてきておりますので、また議員さんもぜひ講習を受けていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

少子・高齢化が進み、最近は空き家がふえております。窓が閉め切られた家も点在しております。

地域の住民の安心、安全を守っていただき、本町が力を入れている自主防災組織の質的な強化により、地域防災力の向上、自助、共助、公助でつくる災害に強いまちを目指していますが、火災現場からの救出は消防団や近所の住民によるものが多く、住民の声かけが早期の避難につながります。地域の防災力の重要性を示すものであります。

消防団も高齢化が進んでいる中、年齢的に、また遠距離で仕事をされておられる方とか、災害時に団員を招集されるのはなかなか難しいと思われれます。消防団の高齢化といった課題への対応など、地域防災力を高めるため、若者の消防団の加入促進に引き続き取り組みをお願いするものであります。今現在はどういう状況でございましょうか。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 消防団員の状況でございますけれども、本年の2月1日現在で279名が在籍しております。また、この中で、大学生を含めました機能別消防団員が43名、基本的にその他を基本団員と申しますけれども、これが236名でございます。この236名の中で、管内の就労者、永平寺町内で仕事をされている方が101名と把握してございます。

また、消防団員のサラリーマン化が進む中、なかなか、主に福井市のほうに就労されている方が多いんでございますけれども、その中で管轄する消防団員が独自で分団ごとに広報紙をつくりまして、今皆さんの地区にも配布、行ったと思うんですけれども、消防団が独自で地区別で、分団別で団員を募集するような広報紙も作成して、また地域と密着した加入の促進と活性化を図り、若年化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） この火災につきまして、永平寺町の方の3分の2が町外へ勤めにいってます。平日の日中の火事となりますとなかなか、仕事に行ってますので帰ってきてすぐ出動できないというのものもある中で、今、役場内で機能別分団、役場の若い職員さんが消防団として活躍していただきまして、平日の日中は出動するような体制をとっています。

先般の吉野地区での火災のときも機能別分団、8時ぐらいでしたかね、あれ。7時か7時半とか。そういった時間に出勤してきた職員から現場に向かったというふうな体制も整えていますので、永平寺町ではこのように消防団の皆さんが活発に消防と連携とってやっていただいておりますが、そういった現状にも備えているところです。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 最後に、皆さんもご存じかと思いますが、東古市地区の病院が今休業されていることと思います。

地域の皆さんが今、福井、松岡、上志比といろんなところに行かれておられます。今、永平寺地区のかかりつけ医院がないということは、我々はいいいんですけれども、足のない高齢者にとっては本当に大変でございます。コミュニティバスといっても、一応東古市に、東古市の駅まで来て初めてあっちこっち行かれるわけで、本当に足のない人は大変困っておられます。

そこで、診療所ということを考えております。医師会から打診があったと思われませんが、そこで福井大学の先生とか、また医師会と相談をされて、1週間に2回、3回とか医科大の先生が来ていただくようお願いしたらどうかなと思います。もし、そういう場所ですけれども、今休業されてます病院をお借りしたり、また東古市のあこにありました保健センター、早急にそういったことを開設して地域の住民の皆さんに住んでいただけるように、お考えはどうかと思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 永平寺地区の診療所につきましては、開業医の先生の体調不良によりまして、昨年末をもって閉院されました。サービスの低下については先生ご自身も大変心配されておりました、今後の医療サービスの確保については先生のほうでもご尽力いただけるということをお伺いしております。

具体的に診療所についてどうかということでございますが、特段、医師会のほうからご提案があるということはありません。永平寺町としてかかりつけ医の確保というのは、今後、地域包括ケアシステムの観点、それから福井圏域に福井県地域医療構想というのがございます。こちらのほうの構想から判断しても大変重要であるというふうに認識はしております。

ただ、永平寺町の特性としまして、福井大学附属病院に依存しているという非常に大きな特徴があります。これは本来、特定機能病院として高度先進医療を担

うべき大学病院が永平寺町の医療を担っているという、ちょっとまずい状況にあります。在宅医療という観点からすると永平寺町は非常におくれているということが言えます。といいますのも、昨年7月に厚生労働省が発表した自宅で亡くなる割合ということで、6.7%という永平寺町の数字が出てます。これは福井県最下位です。病院死がそれだけ多いという特徴があります。こういった状況につきましては、在宅医療の進展が遅い、それから国保の診療費の高騰ということにもつながっておりますので、この辺を拡充していくというのは非常に大きな課題であるというふうに認識しております。

福井県地域医療構想ですが、これにつきましては、2025年の慢性疾患を抱える高齢者数を推計して、必要な病院の病床数を病院機能ごとに数値を算定しています。ここでの医療提供体制といいますのは新しい体系になってます。病院完結型という医療から地域完結型の医療の転換を目指しています。つまりどういうことかといいますと、病気になったら病状に応じた機能を持つ病院で治す、できるだけ早く在宅復帰、そして社会復帰することも念頭に入れながら、病状が安定した場合には時々入院、多くは在宅医療というようなことが目標とされています。社会保障費の高騰であるとかが背景にあります、持続可能な社会をつくっていく上ではこの辺を念頭に置いてということになっているんだと思っております。

今後につきましては、現在、新聞、それからテレビ等でも在宅医療の記事が、いろんな角度から見た記事が載っております。今後、我々も含めて皆さんが上手な医療機関のかかり方というようなことが必要になってくるのかなと思っております。

それから、介護のほうから見ましても、医療と介護の連携によりまして入院時の支援、それから日常生活における療養支援、それから急変時の対応ということの充実、最終的には在宅におけるみとりということも念頭に置きまして、医療サービスを新しくつくっていくということ、それからそういうことが必要だよという住民に対しての啓発も取り組んでいくということを考えております。これらの手段につきましては、医師会、それから圏域での医療機関、それから福井大学病院と連携して新しい提供体制を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 近所の医者先生から、医師会でこういう話があるんだよといういろんな話をお聞きしましたので、質問させていただいたわけなんですすけ

れども。

ご存じだと思っんですけれども、かかりつけ医院をつくっておかないと、医科大、県立でも、済生会でも行きますと初診料というのは高いんですよ。倍ですからね。やはりかかりつけ医院さんが近くにあるということで住民は安心して暮らせるんですよ。だからそういうことでございますので、ぜひともまたいろんなことをお考えいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町は逆に診療所がいっぱいありましていろいろな医者さんに行くというのもありまして、かかりつけ医はなかなか。私も診療所へ行くんですけど、混んでたら違う医者へ行くとか、そういうのはあります。

ただ、今福祉保健課長からありましたとおり、この永平寺町に現状はかかりつけ医がないのと在宅医療がおくれているという、そういった面、また地域包括ケアシステムの構築に向けてどういうふうに進めていくかということを中心に研究、また進めていくことをやっております。その中で、やはり今言いましたとおり、関係医療機関、またこの地域の特性を生かしたそういったことができないかというのもしっかりと研究して進めさせていただきたいなと思いますので、またよろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございました。

これにて質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君の質問を許します。

○1番（上坂久則君） 休憩つくってよ、議長。それとも勝手に出てって。

○議長（齋藤則男君） ほんなら30分まで休憩します。

30分まで休憩します。

（午後 4時21分 休憩）

（午後 4時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

14番、中村君の質問を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 4番、中村です。ひとつよろしく願いいたします。

今回は2問、質問事項としてさせていただきました。3月議会となりますと、やはり6年前の3・11、平成23年の東北大震災ですね。このときは、ちょうど私もそちらのほうに、理事者のほうにいて、予特、予算特別委員会でそういった審議が行われていたときに、2時46分でしたっけ、そういうようなときにそれが発生したということですね。そういうようなことで、この時期になりますとそういうふうと思うということと、また今回の質問におきましても、2問目としては地域防災の自主防災連絡協議会というようなことで防災絡みの質問を用意させていただきましたので、ひとつよろしく願いいたします。

まず1問目ですけれども、本町の新たな総合振興計画の実効度とは、失礼ではございますけれども、こういった意気込み、こういったことについて質問させていただきたいと思うんですけれども。

永平寺町は、第2次総合振興計画案について、昨年6月より18名による審議会を設け、先月、審議会の南保 勝会長より平成29年度から平成38年度までの10年間の総合振興計画の推進期間と位置づけた素案の審議結果を受け、町議会、我々に行政より、2月23日ですか、全協にて基本構想及び基本計画の項目ごとの簡単な説明をいただきました。

これまでの取り組み及び成果について、また、まさに今取り組んでおられる基本構想の実現に向けた成果、課題等につきましてそういった意気込みを質問させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

まず、1問目でございますけれども、総合振興計画の第2章の計画の基本フレーム、人口減少の抑制、将来人口についてでございますけれども、当町の環境背景といたしましては、まず人口減少と少子・高齢化について、平成27年（2015年）の国勢調査では、確報値1万9,883人と、計画の目標年次である平成38年（2026年）の人口は、コーホート法（地域の人口将来自然増減及び社会的増減要因などを用いた算出方法）で1万9,200人の目標となっておりますが、我が町は既に平成29年の2月現在で平成38年の数値を下回っておると思います。

現在、本町では、県内外から永平寺町に住みたい、選ばれるまちづくりを目指して、宅地造成事業や子育て支援事業、健康づくり事業について、県内外市町に負けないいろいろな手法にて取り組む姿勢と努力がうかがえますが、本町の目標数値の将来推計人口について、基本計画案にも数字が上げられておりますが、いま一度、行政はどのように踏まえておられるのかを確認いたします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

第2次総合振興計画の将来人口の目標値は、国勢調査の人口をもとにして出させていただいております。国勢調査の人口は、住民票の届け出に関係なく、調査時点で住んでいる場所が対象となるものでございます。平成27年10月現在の住民票による届け出の人口は1万9,051人であり、国勢調査が1万9,883人と同じ時期で約800人国勢調査の数値が上回っております。この現状で住民基本台帳の人口と将来推計の国勢人口ではそれぞれ基準が違うために、このような数字の違いが出たものと思っております。

平成27年度の住民基本台帳人口の転出、転入による社会増減においては、住まいる定住応援事業により、15歳以下の転入者においては、転入者が30人転出者を上回っております。ただ、全体では転出者が90人大きくなっております。これが現状でございます。また、自然増減では、毎年、出生児数は130人程度維持しておりますが、逆に死亡者数が出生児数を90人上回っており、社会減となっております。このような状況を踏まえ、第2次総合振興計画における将来人口の推計では、出生、死亡に伴う自然増減数や今後進む高齢化の加速などから、計画期間中には人口が減少していくと推計をしております。

ただし、このような状況の中でも人口減少の速度を緩やかにするため、人を呼ぶための施策を今後進めてまいります。

住まいる定住応援事業につきましては、平成27年度は29件、平成28年度は35件程度の申請を見込んでおります。その年の一般住宅の建築確認申請におけるこの若者をターゲットにしました住まいる定住応援事業の利用率は、平成27年度は約50%、平成28年度におきましては64%、約10%住まいる定住応援事業の申請が伸びている状況でございます。これまで、町の定住促進のCMや銀行、住宅会社への資料の配布、雑誌への掲載、周知により情報が浸透してきたものと考えております。これらのニーズを分析しまして、次の施策をつなげてまいりたいと思っております。

また、人が定住する場所には働く場の創出が必要であり、中部縦貫自動車道の福井北ジャンクション周辺の開発、これの規制緩和に向け、現在、福井市と共同で産業特区の提案を11月にしております。現在石川県に本社のある企業と福井北ジャンクション周辺での企業進出、創業に向けた協議も現在進めているところでございます。

そのほか、上志比地区での定住促進につながる小規模宅地の販売を平成29年度で特別会計により実施をしてまいりたいと思っております。

人口減少が進む中でも人、企業を町に呼び込む好循環施策を展開するほか、未来への投資をしっかりと行い、本町ならではの地方創生を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今、頼もしい答弁をいただきました。定住事業については本当に、27年度では50%、28年度では64%と、また楽しい伸びの率でありまして、これは頑張っていたきたいなと。また、さらに企業進出、雇用、これについても今全力でやっておられるというようなことで、そういうことで町行政挙げて、町を挙げてやっていたきたいなというふうに思っております。頑張ってください。

ありがとうございました。

次に、質問させていただきます。

総合振興計画第3編の基本計画、第1章の「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり」の中で、子育て支援の充実の現状と課題について質問させていただきます。

国においては、平成24年度（2012年）に子ども・子育て関連3法を制定をし、本町においても、平成26年度に子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的にその計画が策定され、町内4カ所の子育て支援センターを創設し、育児相談やイベントを通じた子育て家庭の交流機会などを構築し母親のストレスケアを行い、さらに幼児・幼稚園では、ゼロ歳児保育を初め延長保育、また一時保育に取り組み、第3子以降は保育料の無料化を実施されております。また、小学生の対応といたしましては、児童クラブと称し、小学校区ごとに（児童館は3館、放課後子ども教室との連携）設置し運用され、それらの現場での保育士さんや先生方には大変なご苦勞があろうかと敬意を表するものであります。

そこで、「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり」の中で、子育て支援の充実の現状ですが、社会情勢、時代に即した子育て支援センターのサービスの拡充や、園との地域住民や団体との交流となると、そのさまざまな環境に配慮した施設でありまして、指導員の確保や資格の支援も大変重要になろうかと思っております。計画倒れの夢プランにならないように、永平寺町の将来を担う子ど

もたちを直接支援する母親のご苦労を軽減するためにも、保育士の支援や学童保育等関係する指導者の育成とそのご苦労に見合う報酬、最重要かと思いますが、永平寺町の特色ある関係者に対する行政の取り組みをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、お答えさせていただきます。

子どもたちの育成を図るために、その保育士とか指導員とかの人材育成というのは本当に大事でありまして、今後とも強力に進めていきたいというふうに考えております。

育成の点で答弁したいと思いますが、まず施設の整備の面でお答えさせていただきますと、まず幼稚園・幼稚園施設につきましては、28年度策定いたしました施設の長期保全・再生計画に基づきまして、子どもたちが安全で快適な保育生活を送れるように、29年度以降、計画的に施設の改修を行っていききたいというふうに考えております。

児童クラブにつきましても、昼間家に誰もいない家庭の児童を放課後に預かっておりますが、町内8カ所のうち、現在、御陵児童クラブについては、コミュニティ消防センターから、来年度、御陵小学校の体育館ギャラリーに移転をしたいというふうに考えております。これは入会数の増によって手狭になっていることと、あと学校施設内にクラブを設置するということによりまして子どもたちの安全性がより図れるということが目的でございます。ほかのクラブにつきましても子どもたちが安全に快適な環境で生活できるよう、必要に応じまして、今後、関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。

子育て世帯の経済支援につきましては、まず永平寺町の子育て世帯の経済支援は県内どの市町よりも充実しているというふうに考えております。保育料につきましてもどの自治体よりも安く設定しておりますし、児童クラブの登録料も2,000円と低く設定をしております。議員さん仰せのとおり、第3子以降の子どもの保育料は無料となっておりますし、その他、幼稚園での一時預かり、病児保育、病後児保育等につきましては、利用5回までは無料クーポンにより無料としているところでございます。

また、就学前の子育て家庭へのすみずみサポート事業として、家事等の生活支援、休養やリフレッシュ等による一時預かり——短時間保育でございますが——を利用した方については、その利用料金の助成も行っております。

また、29年度より新たな取り組みとしまして、医療行為が必要な園児が入園

しますので、医療ケア児保育事業にも取り組みたいというふうに考えております。

また、29年度より土曜保育の共同保育を実施したいというふうに考えております。これまでは園ごとに土曜保育を実施していましたが、4月よりゼロ歳児保育を行っている5園で実施し、その他の幼児園の子どもについても実施園で共同で保育するということも試みたいというふうに考えております。

さらに、昨今問題になってます要保護対策事業でございますが、子育て支援課に配置しています家庭相談員等により、県の児童相談所、健康福祉センター、その他いろいろな機関と連携しながら家庭支援を行っておりますが、来年度からは県立大学の専門家の先生にもアドバイスをいただき、その会にも参加していきながら専門的な観点から家庭支援の充実も図っていきたいというふうに考えております。

このように、子育て支援課としましては、今後も社会情勢の動向に鑑み、保育を含めた児童福祉サービスの拡充を図っていきたいというふうに考えております。

町の特色ある取り組みの中で、団体との交流の関してちょっとお話しさせていただきますが、幼稚園、幼稚園では、園ごとに地域交流活動を実施しております。地域の方々の指導をいただきながら畑づくりや太鼓の練習などを行っております。団体との交流では、民生委員さんが園の行事のお手伝いをしてくださるほか、児童クラブの行事にも積極的に参加をしていただいております。さらに、更生保護女性会やNPO法人かさじぞうさんが各園に出向きまして紙芝居などをしていながら子どもとの交流をしていただいております。そういう地域住民や関係団体との交流につきましては、園児の情操教育の助長につながる効果が期待できます。今後とも積極的に進めてまいりますし、地域の方々、関係団体の方々にご協力をお願いしたいと考えております。

総合振興計画に基づきまして、町の子育て支援についても今後積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 職員さんにつきまして、今年度より非常勤職員さんの賃金を上げさせていただいております。これは議会のほうにもご説明しましたが、やはりなかなか保育士不足、また環境の改善ということでそういったことも努めておりますし、今年度から、再任用という形で園長先生に子育て支援課に入らせていただきまして、より現場の声が伝わるような、そういった体制もとらせていただい

ておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 教育委員会のほうから報告を一つさせていただきます。

教育委員会、生涯学習課では放課後子ども教室事業を行っております。これは3地区なり各地域の児童クラブと連携をして行っているわけです。公民館主事が児童クラブの指導員とともに、松岡、永平寺、上志比地区、またその合同の企画、そういった企画の中で地域の方との交流、また講師、先生として招くなど、そういった形で取り組んでおります。

去年の4月からの平成28年度では、延べ41回、877名の子どもたちが参加している状況で、参加している子どもたち、またその保護者の方からは大変好評を得ているということを報告させていただきたいと思っております。これは地域に根差した、またいろんな団体との交流を進めながら子どもたちの活動ということを進めているという観点で報告させていただきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます、本当に。

快適、安全に配慮した施設の整備といたしましては、これ当初予算で確認、説明ちょっといただきましたね。済みませんでした。

そういったことで今、29年度に取り組む事業の、御陵小学校の体育館において児童クラブをそういうふうなことで計画をしているというふうなこと、また今後もそれに引き続き、他の施設においてもそういった施設の配備、整備の配慮をしてそういうふうに進めたいということで、ありがとうございます。

また、子育て世帯の経済支援、これにつきましては、今伺いますところ、一応永平寺町の保育料としては最低、低い保育料となっているというようなことでお聞きしましたんで、父兄の負担にもそういう理解をいただけるのかなというような思っているところでございます。

また、特色ある取り組み等々につきましては、今、地区住民、団体との交流ということで、医療ケア児保育というんですか、後でもう一度また勉強させていただかなあかんのですけれども、そういったことや、地域の団体のかさじぞうさんとの交流でこういうような活動をしておられるとか、またそういうようなことでいろいろな多面で支え合ってやっているというようなことでお聞きしましたん

で、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、質問に移ります。

同じ基本計画の第1章の「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちた人づくり」の中で「地域文化の振興」、発掘と伝承について質問をいたします。

永平寺町には、まだまだ先人たちの産業、教育、文化等でまちづくりに精進された精神が多数存在していると思ひます。これらを主体的に地域住民のそれぞれの個性ある分野での手足で掘り起こし、それらを主たる行政がみこしとして担ぎ、そのささやかな支援で地域に誇れる文化、風土として、永平寺町としてこの里で根づいたものが本町の真のブランドだというふうにおもっておるところでございます。

例えば、昔はほんこさんや像思考とかいろいろな村の行事ごとで、自分はそうした覚えはないんですけれども、父や、そのまたおじいちゃんなんかは箱膳を持って集会でお寺とかでそういうような料理を囲んだというふうなこと。地域ごとの味で自慢されている、今で言いますと葉っぱ寿司とかね。一般家庭で寒い時期に食べられています。今の時期ですね。私、子どものときによくいただいたんですけれども、里芋や銀杏、コンニャクやゴボウなどを入れた、花麩を入れて、あとなとろみをつくるのに、あれは片栗粉ですかね。そういったものを溶かして、熱煮というんでしょうかね、そういったものを食べた覚えがあり、なかなか今、息子の嫁につくれと言っても、これは当然つくられませんけれども、うちの嫁が、ああ、そうやのというのを思い出しながらそういうのをつくっていただいているというところ、懐かしがっているというんかね、そういう味をさせていただいています。

また、志比南の京善や市野々地区におきましては、私も、うちの嫁が市野々でして、そこで盆とか正月か何かそういうようなときにいただいた覚えがあるんですけれども、輪切りにした大根に黒ゴマを何かまぜてね。それで初めは何かわからなかったんですけれども、ゴマあえやということで、味は、食べたら辛いんかくだいんか、見た感じはわからないんですけれども、ほどほどの、何というんかね。それは家庭によっていろいろ味が違うんかもしれませんけど、そういった料理があったと。驚きと、びっくりと、まあおいしかったというふうなことです。

そういうようなことや、そういった郷土料理の永平寺町のブランド食のレシピを、世界に誇るコンパクトシティ禅の里料理として永平寺町の町民の財産となるようにレシピを作成されて町民に伝承していくと。町民がここに子々孫々とい

くような行政のパワーは、そういったことが行政でできるかどうか。要するに、募集したりこの地域ごとでちょっとした表彰事でもあれするとかね、そういったいろいろな工夫。どのような工夫かはちょっと今わかりませんけれども、そういったことは、地域の料理の伝承というのは大事なことやと思いますわ。これらをまた懐かしがることもありますんで、それ今 時代が終わったらもう思いも出せないというようなことになろうかと思えますんで、今のうちにそういうようなことのお考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） あらかじめ時間の延長を行います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今ほどのお問いですけれども、地域文化活動は人々の心を豊かにし、また芸術や文化はまちの個性や特性を生み出すことから、まちづくりの観点からも重要な要素となっています。地域の誇りと愛着を醸成するためにも、地域で生まれた生活習慣とか地域に根づいた文化の掘り起こし、保護、啓発、情報の発信は必要と考えております。

今ほどの問いにもありましたが、去年、永平寺町の食文化に関する条例というのができました。その中で、町の役割として「食文化の普及に係る事業、教育等その伝承及び振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるもの」というふうな形で記されております。

今、町は食文化の普及とか伝承等の事業を推進することとし、例えば伝統料理、伝承料理に関する情報収集を町内の企業グループとか食生活改善推進員さん、また女性連絡協議会の会員さん、また公民館等で料理教室をされている皆さん、そういった方と協働して情報収集というか、資料の収集に取り組むことを計画しています。また実際に、その調理実習とかレシピの作成、調理方法等の映像化など、次世代に継承するようなものも作成することを、教育委員会だけではなくして、今、農林課でいう地産地消とか、また福祉保健課でいう食生活改善、そういった方々と連携をしながらこういった形での計画を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいま生涯学習課のほうからちょっとご報告ございましたけれども、実はこの伝承料理につきまして、今、農林課のほうで食育・地産

地消の推進委員会がごさいます。その中でもお話がございまして、そこで伝承料理の制作ということで、この食育・地産地消推進委員会を中心といたしまして、生涯学習課とか福祉保健課のほうで各種団体がごさいます。そういったことを連携をいたしまして、まずは伝承料理等、どういったものを残していったほうがいいかということでちょっとお話をさせていただきまして、その中で何点かを制作をしていきたいと考えております。

なお、こういったものを今、農林課のほうでちょっと予算、少しですけれども計上してありまして、あと撮影とか編集、これにつきましては、総合政策課を通じましてこしの国ケーブルでお願いをいたしましてDVDの作成などをしていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

よく地域の文化活動の情報の提供、そういった支援をいろいろな形で各課が腕をとり合って共催してるなというようなことを感じました。ぜひこれが計画、企画だけで終わらずに、必ずそういったものをつくり上げるんだということで成果を見せていただきたいというふうに思っとるところでございまして。なかなか食文化といいますと幅が広く、地域ごとに腕自慢、味自慢というんか、いろんなものがありますから、そういったことは、それこそそれがその地域のブランドですので、そういったことでひとつよろしく、熱くなってやっていただきたいかなというふうに思います。ぜひ取り組んでください。

それと、今の話は食でございましてけれども、例えば、自分のところの上合月地区のことを申すのはちょっとあれですけれども、当地区ではずっと、私の親、もっと前からですけど、明治、もっと前かね。これいつからやってるんかちょっとわからないんですけど、左義長はもちろんですけど、御陵地区はね。上合月、下合月、兼定島、渡新田ですか、今現在やってるのは。末政さんはどうかわかりませんが……、あ、やってますね。5部落でそういった左義長は2月14日という日にちを決められてやってるんですけども、そういうようなことで伝承があります。

子ども相撲におきましては、これは私が子どものときには領家でもやっていたんですけども、各地区でやっていたんですけども、今現在、御陵地区では上合月が秋祭りで子ども相撲を神様に奉納するという意味で、そういった形で今も

続けております。子どもがいないのにそんな相撲とれるんかというふうなことですけれども、各御陵の子を集めていただいたり親戚の子が集まったり、そこでちっちゃい、もうよちよち歩かれんような子から小学校の6年生まで、それを全部そうやってして組ませて奉納するというような行事を秋祭りにやらせていただいております。

そういったことで、例えば今は上合月、当地区のことだけですけれども、そういったことを一つ一つ掘り起こして、地域の方の声を聞いて、町長が防災講座を行っているように細かく、やっぱりそういうふうに歩いて、また情報を得て、そういったことのいろいろな地域の活動、地方の料理だけではなしにそういった行事もある。こんなちっちゃいけど、こんなにすばらしいんだよ、伝承がずっと続いているんだよというような、地域にとっては大切なことがあるんで、そういったことも少し、何というんですかね、補助金を出してくれとかそういうことではなしに、そういったことを伝承されていくことが地域の活性化になると。町長もこの間言いましたわね、防災講座のときにね。そういった祭り事とか。バーベキューは別ですけれども、人が寄ったときにコミュニケーションをとって地域のそういった防災体制の強化につながるというようなこともお聞きしましたんで、そういうようなこと、私もごもっともだと思うんで、そういうようなことがやはり大事だなというふうに思っておりますんで、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

次に、質問に移ります。

この計画の第4章の「地域の価値を高め、賑わいのある町づくり」の中で「観光の振興」について質問いたします。

私たちの町、永平寺町は、世界に誇る大本山永平寺を初め、歴史ある吉峰寺、本覚寺や、御陵で宝慶寺、松岡地区では そのほかにいろいろ寺院が点在しておりますけれども、本町の歴史的・文化的施設や豊かな自然、産業物などの多様な地域資源に恵まれ、まさに手をこまねくことなく、昨年には森ビルのご厚意を受け、永平寺門前地域を、大本山永平寺を初め、国や県とともに河合町長は今できる精いっぱい課題に直視し頑張っておられると思い、評価をいたします。

この活気ある、数百年に一度かと思われる歴史的な大事業を進められるに当たり、後世に語られるような事業を完遂し、にぎわいを継続するために、河合町長

みずから期待と抱負を、町長からの気持ちをお聞かせ願えればと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） この観光資源につきましては、皆さんご存じのとおり、世界に誇れるすばらしい資源がこの永平寺町にはたくさんあります。そしてもう一つ、この観光というのは日本を支える一つの大きな産業になりつつありまして、東京オリンピックまでには4,000万人の人をこの日本へ呼ぼうという国の政策も行っております。そしてそういった中で、やはりこの永平寺町の観光資源を生かして一つの産業として育てて、にぎわいのあるそういったまちづくり、また、その観光振興が広がることによって、また永平寺町一つ一つの、農産物であったりつくったもの、そういったものにブランド価値が生まれさらに広がりを見せる、そういった環境をつくるのに今取り組ませていただいております。

あわせまして、やはり点と点と点、なかなかこれを線と面にしていく中で、今回、門前開発、そして参ろ一どの自動運転の実証実験、またいろいろな企業誘致、そして皆さん先ほどから質問もあります道の駅であったりえい坊館であったり、こういった施設、また関係団体、そして民間の方、こういった方々が一体となってこの地域の振興、にぎわいを取り戻す、そういったことが大事だと思っております。

そして、そのにぎわいの先には何があるのかといいますと、やはりこれからしっかりとこの永平寺町を運営していく収入の部分、また人口減。これは何で人口減がしていくかといいますと、どんどんどんどん皆さんが働く場に出ていってしまう。それを逆に働く場をつくる。これによって、またいろいろな人がこの永平寺町に訪れて、そして定住にもつながる。そういった好循環のまちを目指して今、あらゆる事業、またいろいろな施策を結びつけながらこの少子化対策にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

今、参ろ一どですか、参ろ一どから計画されます自動走行、これのそういった点と点、いろいろな事業の点と点、また箇所の点と点、そういったことが相互して、また自分だけでなしに永平寺町民が夢見てると思います。早から、この間もちょっと住民の方から「あれは誰が運転するんやろう」とか「運転は要らんやろうか」「運転手はつけんかっていいんやろうか」とか、そういうような質問まで来ているんですね。「あれはこれから、車掌さんが乗って安全管理をするだけ

の車にするんか、またはちょっとしたバス型にするんか、それはわかりませんが」というようなことで、また今後期待していただきたいというようには返答しておいたところでございます。また頑張ってください。

本日最後の質問に移ります。

同じく第4章「地域の価値を高め、賑わいのある町づくり」の中で、今回は「農林水産業の振興」の中で水産業の振興について質問させていただきます。

皆さんもご承知のとおり、全国の太公望がこぞって口をそろえて言いますのは、アユ・サクラマス釣りでは誰でも知っております一級河川の九頭竜川、その中でも中部漁業組合が管轄する我が町永平寺管内は、特に我々町民が自慢できる観光の資源であると言っても過言ではないと思います。

また、この九頭竜川流域がアラレガコの子育する川として、昭和10年に国の天然記念物に流域が指定されたということでございます。また、中部漁業組合では「アラレガコ復活の取り組み」と題しまして、ふくい農林水産支援センターや福井県立大学、田原准教授と協力をいたしまして、明治時代から受け継がれましたアラレガコのエバ漁や食の流通文化を復活する取り組みが関係者の地道な努力にて行われております。これらに、本町の歴史的・文化的施設や豊かな自然、産業物の多様な地域資源に恵まれた内水面事業にさらに積極的に支援していかねければ、取り組んでいかなければならないと私は強く思っているところでございます。

自然豊かな九頭竜川を釣り場や自然あふれる場所として次世代に引き継いでいくためにも、漁業組合や関係者への協力、支援とはどのように行政はお考えなのか、どういうふうに取り組んでおられるのか、また今後そういう気持ちがありましたら、ひとつよろしく質問にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） まず、九頭竜川を生かしたイベントへの支援でございますが、町といたしましては今年度同様に、九頭竜川中部漁業協同組合が主催をいたします、まず園児による稚魚放流、そして釣り大会等に対する補助支援、また協力を引き続き行ってまいりたいと考えております。

その中で、親子釣り教室がでございます。この事業につきましては、平成27年度から中部漁協が主体となって開催をいたしております。昨年は中部漁協、また野嶋フィッシングスクールとか福井県の釣り連盟等の協力のもと、町内の親子合わせて81人が参加をいたしまして、親子釣り教室を実施いたしております。こ

の事業につきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年事業でございます。

来年度、平成29年まで3カ年につきましては、国の産地水産業強化支援事業というのがございまして、国から中部漁協が2分の1の補助を受けまして開催をいたしております。その中で、平成30年度以降につきましては補助がないということもございまして、平成30年度以降につきましては町が支援を行ってまいりたいということで考えております。

また、3月26日にえい坊館のほうオープンをいたします。その中で、館内には九頭竜川の恵みゾーンというのも配置いたしております、アユ、サクラマス、アラレガコの生態を学ぶことができるということで、またこれに関しましても釣りに関する情報発信を町としても行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 関連しまして、九頭竜川を自然あふれる場として次世代へ引き継ぐといったことで、河川環境の保全という面でちょっとお答えさせていただきます。

小畑議員の答弁とちょっと重複する部分もございすけれども、九頭竜川本来の自然環境とか景観を大切にした河川整備計画において河川環境の維持管理を行うということで定められております。五松橋上流は特徴的な生物の生息、生育の場であるということから砂れき河原環境の保全、再生を図るという計画でございまして、町としましては、九頭竜川再改修促進期成同盟会といった関係機関に対して、多様な生物が育む豊かな河川環境の保全、再生が着実に進むように今後働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 27年度から5カ年計画で取り組んでいる子どもの釣り大会ですか、こういったことについては5年で切れるが、31年で切れるが、また町がそういったことで国のかわりになって補助していこうという考えがあるということですね。

それと、きょうの新聞でしたかね、福井市の森田地区の公民館でそういうような九頭竜川の環境を生かした、何ですかね、あれは。ちょっと今はあれですけども、きょう出てまして、そういった関係者とサミット、小さなサミットですね。

そういったものを開催して、先ほど建設課長もおっしゃったそういった事業者も今工事してますね。そういった関係者も含めて、今後の自然の流域のそういったものを保存するにはどう取り組んだらいいかというようなことでやっておりました。

そういったものにおきましても、行政は直接は絡んでおられないと思うんですけども、それもやはり町のためにもなる、ひいては県のためにもなるというふうなことに繋がりますから、まんざらそういった、先ほどもまちづくりの目的のもと、こういうふうには行政はそういった指導を行っているかかわりの、そういうようなかかわりがあるところはそういうふうには支援をしていく手助けをしていかれるんですけども。いかれるんやね。言うと、そういうふうにはできるんですけども、なかなかそういった個人の、また団体のそういったことへの支援というのはなかなか難しいというようなことを私のほうでは思っておりますが。

なかなかアラレガコの、田原准教授が10年ほどかけて稚魚から放流までの大きさに育てられるような研究を成功されて、その取り組んだ大学では、大体そういった過程が完成したのであとはそういった研究も継続できないというようなことで、その成果は上がったんですけども、それを引き受ける団体、事業者というんですか、それが無いというようなことで、今、あそこはどこが管轄してるんかどうかわかりませんが、松島水族館、あそこでアラレガコのふ化事業を取り組む、取り組むと言うとおかしいですけど、そういうような、まだ組まれる予定ですというようなことですかね。そういうことでもったいないなど。永平寺町が何かして、九頭竜川中部漁業組合の種苗センターもできるんやから、あそこで、ちょっとおくれるかも知らんけれども、そういうふうには協力してやって、そこで稚魚の事業に取り組む支援をしてやったほうがいいんでねえんかなというふうにも思うんですけども。

やっとなんかそういうのが、九頭竜川の流域のここが天然記念物になってますわね。そういった取り組み、それとあわせた行政の、永平寺町としての取り組み、見方、展開、それ大事やと思うんですよね。言うと、もうほんなところ手出せんところやで、行政は手出したいけど、応援したいけど、手出されんのやと。みすみすそんなことで手をこまねくと、そういうふうな大きな事業、ブランド的な事業も坂井市にとられてまう。とられてまうと言うと、言い方悪いですけど。そこが今

でやろうかなというようなことに話が、風が吹いてるようなんですわ。そういうようなことを、今やっとなんか種苗センターができる、そしてサクラマス、アユ、

そういったことの環境は成功すると思いますけれども、そういうふうに行って、走りかけた、そこについてもう一つ、一番大事、先ほど言ったアラレガコのような文化も食の文化だけでなしに漁の文化もある。いろいろな地域のこういうような文化されているものを、やはり個人1人、2人では、これは無理なんですわ。こういうような事業はね、なかなか。

ですから、そういったことを、その先には何があるか。永平寺町の、要するにここに流れている九頭竜川は目の前にあるんでしょう。それをみすみすそういうようなことでは、親が子を手放すみたいなもんやね。そういうようなことをよく深くもっとあれして、考えて酌み取られるといいかなというふうに思っております。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上できょうの質問を終わって、またあすに1問お願ひしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午後 5時 分 休憩）

（午後 5時 分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま14番、中村君の一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会とします。

なお、明日7日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 5時21分 延会）